

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

(2 月 26 日)
(第 5 号)

第 5 号
2 月 26 日

令和3年

三重県議会定例会会議録

第5号

○令和3年2月26日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和3年2月26日（金）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中	瀬古	初美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	野	村	保	夫
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	村	林		聡
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	北	川	裕	之
38	番	日	沖	正	信
39	番	舟	橋	裕	幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	津 田	健 児
44	番	中 嶋	年 規
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
51	番	館	直 人
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枘 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課主幹兼係長)	林 良 充
書 記 (議事課主査)	岡 野 俊 之

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人

総務部長	紀平勉
医療保健部長	加太竜一
子ども・福祉部長	大橋範秀
環境生活部長	岡村順子
地域連携部長	大西宏弥
農林水産部長	前田茂樹
雇用経済部長	島上聖司
県土整備部長	水野宏治
環境生活部廃棄物対策局長	安井晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻日出夫
教育長	木平芳定

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。14番 小島智子議員。

〔14番 小島智子議員登壇・拍手〕

○14番（小島智子） 皆さん、おはようございます。

新政みえ、桑名市・桑名郡選出の小島智子です。2か月半待ちまして、やっとこの場に立つことができました。頑張ってやりたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に関して、コロナ禍1年が過ぎました。この間、医療関係者の皆さん、そして、人々の暮らし、命を守るために、様々な方々が様々な形で力を尽くしてくださっていることに、心から敬意と感謝を表し

たいと思います。

いよいよワクチン接種が医療関係者に向けて始まったところで、このことが収束に向かう大きな一歩となることを、県民の皆さんと共に心から願いたいと思います。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に、心からお見舞いを申し上げ、お亡くなりになられた方々に追悼の意を表したいと思います。

シトラスリボンをつけてきました。この緑のリボンです。（現物を示す）これですね。家庭、そして地域、学校、あるいは職場で罹患された方々が安心して地域に戻ってまた暮らせるように、そんな願いを込めて始まった運動だと聞いています。

連合三重から一緒にやりましょうという申出があり、三重県をはじめ、様々な団体の方々が、共にこの優しい気持ち運動を推進していただいています。

差別のない、誰もが暮らしやすい三重県に、共に力を尽くしてまいりたいと思います。3月7日までと言わず、できるだけ長く、時に応じて、つけていただくといいかなというふうにも思っております。

さて、昨日の代表質問の中でも、新型コロナウイルス感染症関連のことがたくさん取り上げられていたなと思いますけれども、私は、その中でも、コロナ禍の中の独り親家庭、特に女性たち、そして、県内在住外国人についてやり取りをさせていただきたいと思います。

まず、パネルを御覧ください。（パネルを示す）一番右ですね。ここですね。

令和元年度のものですけれども、非正規雇用と、それから正規雇用のパーセンテージがこれを見ていただいたら分かると思います。そして、この中でも、パート・アルバイトの占める割合が多いのを見ていただけたらと思います。

12月の総務省統計局の発表によると、その段階での正規雇用者は3534万人。これは、前年同月比で16万人増えています。非正規の方は2093万人、前年同月比マイナス86万人。かなりの方が、職を失っているのではないかと推測さ

れます。

母子世帯は、11月の厚生労働省発表によると、123万2000世帯、父子世帯が18万7000世帯。ですから、独り親家庭といったときにそのほとんどが母子世帯であるということが分かると思います。

昨年3月2日、月曜日から学校が休校に入りました。県内ほとんどの学校で休校だったと思っています。

金曜日の休校決定時から多くの不安の声が寄せられ始めました。

ある県内NPOが中心となって、オンラインでアンケートを取っていただきましたけれども、その結果は、知事にも御覧いただいたところだと思っています。

対象は高校生までの子どものいる家庭、うち独り親家庭は約40%、結果から見えてきたことは、弱い立場の人にさらに負荷がかかっているということでした。

独り親家庭だけを見ると、協力者が全くいないと答えた方が、実に42.5%に上りました。

12月、厚労省から要請を受けて、労働政策研究・研修機構が、新型コロナウイルス感染症の独り親家庭への影響に関する緊急調査結果を発表しています。そこには、年末に向けて、大変苦しい27.4%、やや苦しい33.4%、実に、苦しいとの回答が60.8%に上ります。これは、他の構成の家庭より約13ポイント高い。

直近1か月間に必要とする食料が買えないことがあったかという問いに対しては、よくあった7.6%、あったのが35.6%になっています。これもまた、10ポイントほど高いということです。

女性の自殺が増えているということが報道等で行われています。警察庁によりますと、10月の女性の自殺者数は、全国で851人。これは、前年同月比で80%増にも上ります。

では、三重県においてどうか。暦年で統計が取られていますが、令和元年は、残念ながら自殺された方298人、うち女性91人。令和2年は、全体で312

人、うち女性が112人です。全体では14人増、女性だけを見ると21人増。その全てを女性が吸収していると考えられます。三重県も全国的な傾向と同じであるということが明らかに見て取れます。また、増えている年代は、20代から40代が顕著であります。

様々な面で女性たちが苦しんでいるということが明らかです。

昨年3月12日から、もう間もなく1年になろうとしていますけれども、月1回から2回、今は2回ですが、NPOとともにフードパントリーに行ってきました。予約制で行っています。月2回、支援する方も少なくありません。新規申込みの方も含め、1回の件数は約70から80件です。少し増えているなという感じがします。

桑名市子ども未来課の支援員が職務として、その場で相談に入ってくさっています。

そして、最近、ハローワークの方も就労相談に来ていただいているというような状況があります。

誰かにつながればいいな、そんなふうに思って活動しています。

明日27日もこのパントリーを行います、私の1年続けてきた、定点観測のような形でやってきたその立場からも、厳しさは増しているのではないかと、そんなふうを感じるどころです。

そこで、お伺いいたします。

この間、三重県として、どのような支援が、特に独り親に向けて行われてきたのか。

また、感覚として厳しさを感じてはいますが、それが定量的に、実態として上がってこないというもどかしさがあります。実態は把握されているのでしょうか。実態を把握するための何らかのアクションが今こそ必要だと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお伺いいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） コロナ禍における独り親家庭に対するの支援と実態把握についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会的弱者を取り巻く課題を深刻化させています。独り親世帯、特に母子家庭は、パートや派遣社員など非正規で働く母親が多く、解雇、雇い止め、休業などで収入が減り、生活困窮に陥りやすいことから、コロナ禍における生活実態やニーズに応じた支援が必要であると考えています。

昨年4月、子育て家庭への調査を行っているNPO法人の代表が知事と面談し、収入の減少や休校による食費の増加など、独り親家庭の苦しい生活状況を訴えられました。

こうした実態を受けて、県では、臨時休校に伴う給食の休止や生活困窮などにより、食事を十分にとれない子どもや家庭に対し、フードパントリー、食料配布などの直接的な支援を行う民間の組織を支援するため、昨年6月に、食を通じた子育て・支え愛事業補助金を創設しました。

また、この取組に続き、食の支援に加えていろいろな人との関わり、学習支援をはじめ、様々な機能を備えた居場所づくりを推進するため、11月には、子どもの居場所づくり推進事業補助金を創設しました。

このほか、国の補正予算を活用して、児童扶養手当受給世帯等を対象に、昨年8月と12月にひとり親世帯臨時特別給付金を支給するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、生活福祉資金の特例貸付が行われています。

この貸付けは、今年1月現在で、前年同時期と比較して200倍を超える申請額となっており、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する方が大きく増加していることが分かります。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金については、修学や技能習得のため利用いただくことが多いのですが、生活資金の貸付けも行っており、月額10万5000円を上限に最大252万円まで利用いただくことができます。

なお、この生活資金貸付は、昨年度に2件に対し、今年度は1月までで5件となっていて、現在のところ大幅な増加というものではありません。

県からの補助金を御利用いただいた活動団体には、子ども食堂や食料配布の場に参加された独り親家庭を見守り、その場で交わされる様々な声を聞き取り、私どもに届けていただいております。

また、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金の貸付けの際には、生活相談を併せて行っており、窓口である社会福祉協議会や、福祉事務所において、相談者の生活実態や声を直接聞き取っています。

こうした中、地域で家庭や子どもを支援したい思いを持つ企業や飲食店、民間団体が多数あるという実態も分かってきました。

コロナ禍における独り親家庭等の支援においては、単に生活資金の貸付けだけではなく、地域における支援の輪や多様な支援の広がりが必要です。

このため、県では来年度、企業や民間団体と支援を必要としている人をつなぐ、居場所づくりに取り組みます。これらの取組を通じて、今後も当事者や支援の声を拾い上げ、適切な支援を行ってまいります。

緊急事態宣言も含め、新型コロナウイルス感染症が及ぼす社会的影響、特に社会的弱者に対する影響が見通せない中で、これまでの支援の取組を通じた当事者の実態把握を継続し支援策につなげるとともに、今後の状況変化に応じて、独り親家庭が何に困って、何を必要としているのかを把握するための定量的な実態把握についても検討してまいります。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございます。

丁寧に関心を持っていただいておりますけれども、定量的に実態を把握していただけるということで、大変ありがたいと思います。

先ほど申し上げたフードパントリーでいろんな声を聞きますけれども、コロナ禍が長期化してきたことにより、最初は、給食がなくなってお金がかかるとか、子どもを預ける場所がない、どうしようという話がすごく多かったですけれども、学校行事が減少しているので、ママ友とかからの情報が少ないですとか、子どもの進学とかについて1人で不安を抱えているですとか、減っている収入で子どもの進学に係る費用の工面、生活の継続の不安が増し

ているですとか、あと、中高生の家庭、特に高校生は、18歳になると児童扶養手当がなくなります。ですので、その後どうしていくかということについての心配を持ってみえます。

だから、収入はある程度あってもどこを削るかという、食費ぐらいは節約したいとおっしゃった方がいました。だからこそフードパントリーの必要性ってあるのかなというふうにも思うんですけども、お金以外の生活相談というのもすごく大切だなというふうに思っています。

先般2月22日、第1回会合が行われましたけれども、厚生労働省はコロナ禍で失業するなど困窮している女性に対する支援制度の情報発信強化に向けたプロジェクトチームを立ち上げたところです。

女性たち、特にシングルマザーたちの困窮がどうかということ。しっかり、お進めいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2番目の項、Mi e Coの充実とダイバーシティの推進ということでやり取りをさせていただきます。

三重県に住んでいる外国につながる人々は、令和2年末で5万4854人。少し1年前より減ったかなという感じですけども、全人口に占める外国人住民の三重県における割合は、全国第3位となりました。

みえ外国人相談サポートセンター、Mi e Coにおいて、このコロナ禍の中、本当にいろんな相談をしていただいてありがたいなと思います。弁護士、それから社会保険労務士、あるいは心の相談、そういうことを行っていていきます。

昨年度、外国人労働者支援調査特別委員会からの提言として、このMi e Coについては、相談者のニーズに応じた段階的な機能拡充を行うとともに、適時適切な人員配置と予算措置を行うことというふうに申し上げてきました。

先ほども言いましたけれども、このコロナ禍において、令和2年度は常勤の相談員1名、週1回の方1名を増員いただき、そして、この2月からは日曜日の相談に対応するために、週2日または1日の非常勤の方2名の配置と

いうふうに増員をいただいております、大変感謝申し上げるところです。ありがとうございます。

状況を見ながら、この日曜相談、ぜひ継続をいただけたらなと思いますので、その辺り、状況を見ながらですけれども、お考えいただきたいと思います。

そこで、お伺いいたします。

まず、M i e C oの相談状況がこのコロナ禍でどのようになっているのか。

2点目として、新型コロナウイルス感染症に関わっては、医療はもちろん、経済、福祉、教育など暮らし全般、と課題は大変幅広だと思えますが、その辺りの連携がどう図られているのかもお願いします。

続けます。

様々な経済支援策が打たれています。

先般の議案聴取会の中で、様々な支援策が、事業者が届いていなかったり、周知期間が短かったりするので丁寧な周知を、というやり取りがありました。雇用経済部長からは、市町、商工会、商工会議所、あるいは協会等に丁寧に周知していきますという答弁があったところです。

三重県内では、ブラジル人の約57%、フィリピン人の約44%が永住者であります。ということは、人を雇う側にも、事業を行う側にも、外国人がいるということです。

レストランをやっている方が、営業時間の規制や、それに対する補償などの情報が届かなかったことがあるというお話を聞きました。外国人にも、先ほども申し上げましたが、事業を行う人がいるという当たり前の視点を経済支援として持つべきだと思います。

これは、私自身の反省も込めて申し上げます。労働者としての視点しか持ち得てこなかったのが、この辺りはやっぱりコロナ禍で何を届けていくかということについて大切だなというふうに考えています。

そこで、3点目です。

外国人政策に関して、多文化共生、教育、福祉などのいわゆる生活者支援

の視点を持つ部局と、各種産業、雇用などの産業人材としての活用の視点を持つ部局が連携し、組織横断的に施策を進めていく必要がある。これは、昨年度の委員長報告、そして知事提言でも申し上げたところでありますけれども、3点目として、この連携を今後どのように進めようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） みえ外国人相談サポートセンター、MieCoの相談状況と、組織連携による進め方についてお答えいたします。

外国人相談サポートセンター、MieCoは、外国人住民の皆さんの生活全般に関わる相談を11言語で受け付けています。

今年度は、令和3年1月末時点で959件の相談に対応し、うち、新型コロナウイルス感染症に起因する相談は376件で、全体の約4割を占めます。

相談の主なものとしましては、症状等に関するものが140件、給付金等生活支援制度に関するものが105件、就労に関するものが46件という状況でございます。

新型コロナウイルス感染症に関する相談が多く寄せられるようになったことから、令和2年4月から相談員を増員するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休業や解雇、生活困窮などの問題に対応するため、社会保険労務士、弁護士等による緊急専門相談会を開催しております。

さらに令和3年2月からは、平日に加え日曜日も開設して、平日に仕事等で相談できない方にも対応しているところでございます。

具体的な相談事例といたしましては、濃厚接触者となったために雇い止めになるかもしれないという相談や、収入が減少して、家賃や教育費等が支払えないといった給付金等の支払いについての相談などが寄せられております。

このほか、症状に関するものをはじめ、生活困窮や医療、就労、住居、教育など、様々な分野にわたっての複合的な内容の相談が寄せられていることが特徴となっております。

このような相談に対して、相談者に寄り添ってスムーズに対応するために、

議員からも2点目の質問にございましたが、庁内関係部局をはじめ、専門機関と連携した対応が重要と考えております。例えば、症状に関する相談では、相談者とM i e C o相談員、コールセンターに保健所を含めた4者間通話で対応しています。

また、労働トラブルに関する相談では、雇用経済部所管の労働相談室や、国の労働基準監督署と連携するほか、弁護士による専門相談会を案内するなどの対応をしております。

今後は、各事業におきましても、外国人住民への配慮がますます必要となると考えます。

3点目で御質問いただいた件につきましても、雇用経済部等と連携しながらしっかりと対応していく必要があると考えております。

多言語による相談対応以外にも、日本語初心者とのコミュニケーション手段である易しい日本語の普及を全庁的に進めていきます。さらに、外国人住民が円滑な意思疎通ができるよう、市町や企業等と連携し、地域日本語教育の推進体制の整備を図ってまいります。

こうした各部局をはじめ、様々な機関との連携の下で、真に外国人住民と共生できるダイバーシティ社会の推進に取り組んでまいります。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） M i e C oの相談状況等についてお答えをいただきました。

保健所とも4者間通話等をしていただいているということですが、やっぱりいろいろ実態を聞いているとなかなかどこに相談して、どうしたらいいのか分からないという声も聞いているので、またそこは丁寧にやり取りをさせていただきたいと思えます。

先ほど、県の労働相談室にも触れていただきました。調べたところ、2020年の4月から1月末まで、外国人労働者問題として労働相談室に届いた相談件数は46件というふうに聞いています。

例えば、労働相談室の方が週に1回、例えば水曜日は労働相談の日ね、と

というようなあたりをMieCoで開設するというやり方等も実はあるのではないかというふうに思っているので、相談者の方は、複合的な相談をされます。労働だけに限っているわけではないので、ワンストップで相談ができる、そんな体制もぜひお考えをいただくといいのかなと思います。

ちょっとこれを御覧ください。（パネルを示す）

大変細かくて申し訳ないんですが、一つ一つを言いたいわけではなくて、これが県のホームページにある経済支援策です。もちろん、全て日本語で書かれていて、たくさん漢字があって非常に難しいですね。

ですから、外国人の事業をやっている方がこれを読み解くというのは、大変であろうかと思えます。

（パネルを示す）引き続き、ホームページの中に外国の方に対するいろんな情報を届けようという姿勢も、でも一方で、とても見えます。多言語対応しているよというお知らせ、先ほど部長がおっしゃいましたけれども、易しい日本語を使った周知がなされています。

（パネルを示す）そして、これはさらに、絵をつけて、そして易しい日本語を使って、どんなふうに感染防止をしたらよいかとか、その辺りも周知をいただいているところです。

全てを多言語対応してくれと言っているわけではありません。けれども、何か新しい対応をするときに、三重県は、先ほど申し上げました全国第3位の外国人の方の在住率であるわけですので、何か同時に始める方法はないかどうかということを検討いただきたいと思います。

事業者としての支援策は、Mie Infoに例えば載せるとか、そういうことを実際可能なのではないかなというふうに思っていますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、時間もありますので、大きな2番に入ります。

子どもの権利保障についてとさせていただきます。

このコロナ禍で、きっと子どもたちが、たくさん苦しんでいる。でも、それがどうやって届くのか。そこに心配もありますし、来年度は、三重県子ど

も条例制定から10周年に当たります。そこで、皆さんと共に、子どもの権利保障について少し考えたいと思います。

まず、この年表を御覧ください。(パネルを示す)

子どもの権利保障がどうやって進んで、あるいはどうやって進んでこなかったかということ、少し流れとともに追っておきたいと思います。

1994年、子どもの権利条約が批准されました。御存じのように、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を定め、差別・虐待を禁じています。この条約の四つの理念、これは、三重県子ども条例にも書き込まれています。

2010年、批准国は政策の進捗等について報告をする義務があり、第3回日本政府定期報告書に対する国連子どもの権利委員会総括所見では、意見表明権について、日本ではなかなか尊重されていないということが勧告されています。

2016年3月、残念ながら親からの虐待で保護を求めた中学2年の男子生徒ですけれども、保護されることなく自死しています。

2018年3月、記憶に新しい方もいらっしゃるかもしれません。船戸結愛さん、5歳の女の子です。鉛筆でゆるしてくださいと書きながら、虐待によって亡くなりました。

ここにはありませんが、2018年2月、日本は、子どものための2030アジェンダ：ソリューションズ・サミットというもので、パスファインディング国になるということを表明しています。

パスファインディング国って何かというと、子どもに対する暴力撤廃をする。そして、子どもに対する暴力をなくすための、3～5年の集中した取組をする。その決意表明をしたということです。そこから様々なことが進み始めます。

そして2019年1月、栗原心愛さん、アンケートに、お父さんから暴力を受けていると書いたけれども、その声がかき消されてしまって、結果、命が奪われてしまうという最悪のケースです。

アドボカシーというのは、子どもの声を聞く、受け止める、意見表明を支援したり、意見を代弁したりする制度、仕組みのことでありますが、この栗原心愛さんの件が厚生労働省のアドボカシー制度検討の動きを加速させたとも言われています。

そして様々な法改正があり、2020年4月には、親権者による体罰禁止、そして同日ですが、改正児童福祉法が施行された。

2022年度末を目途に、児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされています。

虐待防止、子どもの命を守ろうと言いながら、この間本当にとても多くの子どもたちの命が奪われてきました。その反省に立って、子どもたちの意見表明権を保障していかなければならない。

私はこの流れの中での、2017年知事のカナダ訪問であり、2018年度からの三重県でのアドボカシーの試験導入であるというふうに理解しています。

そこで、お伺いいたします。

三重県における子どもアドボカシー導入に関する現状、また、その中で見えてきた課題について、お答えください。お願いいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） それでは、県のアドボカシーの取組状況と課題についてお答えいたします。

子どもの権利擁護の観点からは、当事者である子どもからの意見を聞き取り、その意見が考慮される権利、子どもの意見表明権を保障する制度、いわゆるアドボカシーの取組が重要です。

この取組を進めることにより、子どもの自尊感情や自信を高め、自らが権利の主体であるという意識を高めることが必要と考え、まずは、特に厳しい家庭環境で育ってきた児童養護施設等の子どもの権利を擁護することを目的に、入所の際などに、自分の権利についてまとめた冊子、子どもの権利ノートや、施設での生活で権利侵害等があったときに自由に意見が言えるように

するための子どもの権利擁護手紙を配付してきました。

併せて、各施設を訪問し、子どもへの暴力防止プログラムであるCAPプログラム等を実施してきました。

次に、児童相談におけるアドボカシーの取組を進めるため、平成30年度から児童相談所職員を対象にアドボカシーの研修を実施するとともに、一時保護所における子どもの面談にアドボカシーの考え方を試行的に取り入れてきました。

さらに、子どもたちと接する職員にアドボカシーの考え方を広く周知するため、令和元年度から、児童養護施設等の職員を研修対象に加えるとともに、里親研修にアドボカシーに関する内容を加えて実施しています。

今年度からは、県内関係者にアドボカシーの考えが広がり、地域においても、アドボカシーの取組が進むよう、市町職員等を対象に研修を実施しています。

また、広く県民に対しても、アドボカシーの考え方を広めるため、昨年の11月には、子どもの権利擁護について参加者に考えていただく内容を盛り込んだ里親シンポジウムを開催しました。

このような取組を進める中で、一方、これらの課題も見えてきました。

まず、虐待を受けた子どもに対する児童相談所職員の人材育成です。

具体的には、子どもは、自我が確立していない段階では、その時々で意見が変わることもあり、子どもの意見表明を受けるだけではなく、子どもの本心を見極め、何が子どもの権利擁護につながるかを的確に判断するには、職員の豊富な経験や高いスキルが必要となります。

また、アドボカシーの取組は、児童相談所職員のみでなく、子どもたちと接する全ての関係者でその考え方を共有する必要があります。そのためには、行政機関や児童養護施設、学校、民生・児童委員など、多数の関係機関や専門職の連携に加えて、子どもの福祉に関するNPOや子ども食堂などの民間団体においても、アドボカシーの理念を共有し、地域において、子どもの権利を擁護する仕組みを構築していく必要があります。

令和元年6月に公布された児童福祉法の改正法では、施行後2年をめどに、子どもの意見表明権を保障するための措置を講ずる方針が示されています。

子どもの意見を酌み上げる仕組みとして、子どもの権利ノートの活用が有効であるため、令和3年度からはこれまでの児童養護施設入所児童に加え、新たに里親及びファミリーホームへの委託児童向けに作成し配付いたします。

さらに、これまでの取組において明らかになった課題を踏まえ、本県の児童相談所や児童養護施設でのアドボカシーに関する専門性を高めるとともに、地域全体で子どもの権利を守るアドボカシーの仕組みづくりについてしっかりと検討を進めてまいります。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） 今、少しずつ、様々な立場の方への研修等を始めていただいている、来年度の事業の中にもあったと思うんですね。子どもの育ちの推進事業ですとか、あと、児童虐待法的対応推進事業アドボケイトの養成を上げていただいています。

なかなか子どもの意見を聞く、思いを聞くというのは、簡単ではないと思うんですね。ただ、言ってもいいですとか、聞いてくれる人がいるということをもまず伝えることというのが、子どもの育ちを保障することに欠かせないというふうに思います。

ただ、私が心配するのは、これから先なんでしょうけれども、利害関係がある、例えば児童養護施設に自分はいるけれども、児童養護施設の職員に話をするというのは、ある意味難しいことでもあります。

その養護施設の中で様々難しい状況が生まれているという話もたくさんあることで、じゃ、本当に第三者性を担保するにはどうしたらいいかということ。これは、少しずつ今から進める中で、そのことを追求していかなくはいけないのかなというふうにも思うところです。

さて、アドボカシーという言葉を使ってきましたし、部長からもお答えいただきましたけれども、この言葉自体本当になじみがないのではないかと思います。

先ほど、子どもの声を聞く、受け止める、意見表明を支援したり意見を代弁したりする制度と言いました。カナダでは子どもの声を持ち上げること、イギリスでは子どものマイクになること、アドボカシー推進の第一人者である熊本学園大学の堀さんは、子どもの声を聞き、権利を守る活動というふうに言っています。

それを行う人のことを、アドボケイト、あるいはアドボキットと言う場合もあります。

イギリスのウエールズで提唱されているアドボカシージグソーという整理がありますので共有させてください。（パネルを示す）

この四つのジグソーパズル、この真ん中がセルフアドボカシーと言われます。これは、自分が自分の権利を守るために声を上げること。このセルフアドボカシーを中心として四つのピースがそれぞれはめ込まれています。

まず左上、これがフォーマルアドボカシー、制度的アドボカシーと呼ばれるもので、児童相談所、児童養護施設の職員、学校の先生など、ふだん子どもたちと接する専門職の人たちを指します。

その向かい、この右下にあるのが、アドボケイト、オンブズパーソン等と書いてありますが、独立、専門アドボカシーと書いてあります。利害関係のない第三者、子どもの権利について認識を持ち、アドボカシーの技術を持つ人を指します。

この左下、インフォーマルと書いてありますが、親や養育者、近所の人などがこれに当たります。例えば親御さんが、子どもがいじめられているということを学校に行って代弁する、そういうこともこの中で行われます。

そして、右上に、ピアアドボカシーとあります。このピアというのは同じ属性、背景を持つ人たちのこと。児童養護施設出身者が児童養護施設の子どもたちの意見を聞く。これは、全国で大変多く行われ始めましたけれども、こういうことがピアと言われます。

この四つのピース全てを用意すること、これ、理想ですけれども、なかなか難しい。子どもアドボカシーにおいては、子ども自身が選択できること、

多くのアドボケイトに出会えること、そのことが必要なんだろうと思います。

例えば先ほど申し上げました栗原心愛さん。この方は、セルフアドボカシーとして、自分の意見をアンケートに書いて、何とかできないかと訴えたわけです。けれども、本来専門職として彼女のセルフアドボカシーをきちんと受ける側の人間が、この意見を受け止めることができなかった。その結果、大変残念な結果につながってしまったということです。

第三者の、心愛さんの思いを受け止める人がいたら、彼女は少なくとも命を落とすことはなかったのではないかと、そんなふうに思われます。

先ほど、児童相談所職員、児童養護施設職員などに対する研修、そして、三重県社会的養育推進計画にも掲げられていますけれども、社会的養護を担う立場として、里親への研修も進めていただくということでした。

CAPプログラムのことも触れていただきましたけれども、育成したアドボケイトがどう子どもたちと関わっていくのかというその仕組みづくりについても、スピード感を持って求められているのかなというふうに思います。

そこで、知事にお伺いしたいと思います。

知事と同じく10年前にこの議会にやってきて、それ以降、こうやって立たせていただくたびに、子どもたちに対するいろんなやり取りをさせていただいてきたなというふうに思います。

知事からは、本当に三重県の子どもたちをしっかりと育てたい、そんな思いあふれる御答弁をいただきました。

これからの三重県における子どもアドボカシーについて、前回、田中議員の質問だったと思いますけれども、少し触れられたかもしれませんが、カナダに行かれて、本場の子どもの権利保障の仕組みを目の当たりにされて、どのようなビジョンを、今後の三重県の子どもアドボカシーの推進について描いてみえるのか、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県のアドボカシー推進に向けたビジョンということで答弁をさせていただきます。

先ほど、議員からも御紹介いただきましたけれども、私は平成29年に子どもの権利を守るための制度が充実しているカナダのオンタリオ州、これは首都オタワとか、同国最大都市のトロントがある場所ですけれども、を訪問し、州政府での3人の大臣との会議のほか、児童虐待対応や里親等の推進など、児童福祉分野の関係施設を視察し、職員の皆様と意見交換を行いました。

カナダは、子どもの権利を守るための制度が充実しており、特に重篤な児童虐待事案に対して多数の専門職が集まり、調査、アセスメント、治療、裁判支援や教育プログラムなど、切れ目のない支援を行うブーストと言われている取組、子どもと若者のための権利擁護センターなどの取組に感銘を受け、アドボカシーの重要性を改めて認識したところであります。

このカナダ訪問により得た知見を生かすため、先ほど子ども・福祉部長からも答弁しましたが、県では、平成30年度、これは私がカナダへ行った翌年度になるわけですが、早速、子どもの権利擁護コーディネーターを児童相談センターに配置し、ブーストの取組を参考に、県、市町、児童養護施設等職員の育成や性被害に遭った子どもの共同面接など、本県独自の権利擁護の取組を全国に先駆けて進めてきました。

全国に先駆けてというのは、厚生労働省も自治体向けの子どもの権利擁護のガイドライン作成のための調査事業が平成30年度にやっと始まったということですので、そういう意味では全国に先駆けて進めてきました。

こうした中で、痛ましい児童の虐待死が全国で発生し、子どもの権利や生命が取り返しのつかない被害を受けることについて、周囲の大人が子どもの声をしっかりと受け止めていれば救えた命があったのではないかと思ひ、心を痛めております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、全国的に児童虐待が増加する中、子どもの権利が脅かされていることも大変憂慮しています。

子どもの権利が尊重されることで、このような事案が決して起こらないよう、強い使命感を持って、アドボカシーの取組を強力に推進する必要があると改めて痛感しています。

今年、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、三重県子ども条例制定から10年の節目です。

子ども条例は、第11条に子どもが意見表明する機会、前文1段目に子どもの権利が守らなければならない。第1条の目的にも子どもの権利が尊重される社会、第3条に子どもを権利の主体として尊重するということを基本理念として書いています。

一人ひとりの子どもの権利が尊重され、全ての子どもが地域で大切にされながら育てている社会の実現を目指して取り組んでまいります。

今回子ども条例の10年の節目で、来年度予算に、子どもたちに子ども条例を知ってもらうという取組を載せています。

これはつまり、先ほどのアドボカシーで、議員が御紹介いただいた真ん中のセルフアドボカシー、これにつながっていくと思います。

これはつまり、左と右のフォーマルの人と専門の人とを、そっちから見ると逆ですね。（手で示す）こうですね。

その人達を育成はするけれども、その人たちが子どもたちと関われるような仕組みづくりが必要だとおっしゃっていただいたので、こっちの人たちが子どもたちに向かっていけるようにする仕組みとともに、子どもたち自身が自分たちには意見を表明する権利があるんだと知ってもらうことで、言わばサンドイッチじゃないですけど、両方からアドボカシーができるようにしていくという取組が大事だと思っていますので、今回の10年目の節目で、子どもたちに改めて子ども条例を知ってもらうことで、自分たちには意見を表明する権利があるんだ、自分たちの権利は守られるんだということを知ってもらうことをしっかりやっていってその上で、カナダが、子どもが最も大人に近い国と言われていまして、三重県も、子どもが最も大人に近い県と言われて、一人ひとりの子どもの権利が尊重され、子どもが地域で大切にされる社会の実現を目指してしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございました。

子どもが一番大人に近い県、本当にそうなりといいなというふうに思っています。

ただ、教育も大事ですし、家庭教育も大事で、子どもたちが意見を言ってもいいんだということをまずやっぱり思わなければ、口を開くことはないだろうと思うんですね。だから、抑えつけているところはないのか。子どもは黙っている、大人の言うことを聞け、そんな感覚がやっぱり私たちの周りにないかどうかということを見直す意味でも、県民の皆さんに子どもアドボカシーの大切さとか、そしてやっぱり子ども条例10年ですから、こういう条例があって、こういう理念でつくられていますということをぜひ知ってほしいというふうに県民への啓発をしっかりとしていただきたいと思います。

子どもたちについては、障がい者運動の有名なスローガンがありますね。私たち抜きに私たちのことを決めないでと、まさしくあの理念を子どもたちが持つことが大事だろうと思うんですね。

自分たちのことはやっぱり自分たちで話をしたい。そしてそれを大人に伝えたいということ。この気持ちを育むことをどうするかということも、教育も含め、しっかりとお考えいただきたいなと思います。

子どもアドボカシーセンターというのが、大阪、名古屋、そして、東京ではサイボウズの方だったと思いますけれども、中心的になって進めていただいている方がいらっしゃいます。

物すごく時間がかかります。

第三者のアドボケイトとして児童養護施設に入るのに、例えば3年ぐらいかかる。ずーっと遊びに行って、やり取りをしながらやっと話を聞けるようになる。そんなスパンなんだろうというふうに思います。

一つ一つ丁寧に、でもしっかりと、この三重県の中でアドボカシーが行われていくこと、そのことを願って、またやり取りをし続けたいなというふうに思います。

被虐待にとどまらず、不登校あるいはひきこもり、そして障がいのある子ども、外国につながる子ども、全ての子どもが本来はアドボカシーを必要と

しているということ、そのことを心に置きながら、丁寧に子どもの声を聞くこと、お進めいただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

最後になりました。3点目です。

食に関する合理的配慮の実現に向けてというふうにさせていただきました。

随分長く温めていた話題でありまして、1人のお母さんとの出会いから始まっています。

給食、学校において御飯を食べること、これは当たり前だというふうに見えるかもしれませんが、そこにやはり合理的配慮が必要である、そんなお話をさせていただきたいと思います。

三重県においては昨年3月、三重県特別支援教育推進基本計画が改定されました。その中で、特別支援学級における指導・支援の充実という項において、特別支援学級で学ぶ子どもたちの増加に触れていただいています。

このグラフを御覧ください。（グラフを示す）

三重県の公立小・中学校特別支援学級に在籍をする学級数と人数になっています。ずーっと右肩上がりが増え続けているということがお分かりいただけるかと思います。

このところ、重度重複障がいのある児童の地域の学校への入学が見られるようになってきました。

そして、数はまだ少ないですが、摂食・嚥下機能に障がいのある児童が、地域の学校で学んでいる状況があります。食べること、それはイコール命をつなぐこと、教育の一環だと思います。

そして、食の形態を変え、給食へ参加することは合理的配慮の提供にほかなりません。

現在、そしてこれから、特別支援学校では当たり前のようにやっていたいでいるんですけども、市町の学校において、形態を変えた食の提供というのは、ますます需要が高まるんだろうというふうに想像されます。

市町教育委員会とか学校にとっては初めての経験、今までやったことがない、見たこともない、子どもたちに給食を提供する必要がある、そういうこ

とが起きています。

学ぶ環境整備が左右されてしまつては、経験等によって、いけないと思うし、まして、食の提供を理由に地域の学校から排除される、そんなことがあつてはならないと思います。

三重県特別支援教育推進基本計画、先ほど申し上げましたこの中には、食に対する言及が全くありません。

特別支援学校は、特別支援教育の推進でセンター的役割を果たすということにはなつてはいますが、そして実際市町の学校には行ってはいただいていますけれども、その大本になる考え方、こんな提供の仕方があつてこうすればいいよ、何に気をつければいいよというようなガイドラインが実はありません。この制定こそ、まず必要ではないかというふうに考えるところで

そこで、教育長にお伺いしたいと思います。

このガイドラインの作成についていかがでしょうか、お願いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 摂食に配慮を要する児童・生徒を対象とした給食のガイドラインの作成につきまして御答弁申し上げます。

肢体不自由のある児童・生徒にとって、食べること、それは食物をかむこと、飲み込むことなどの機能を高めることに加え、食事を通して情緒やコミュニケーションなどの発達の基盤が作られるという重要な意味を持ちます。

特別支援学校における給食の状況ですけれども、保護者と担当教諭、栄養教諭が相談し、場合によっては、主治医や言語聴覚士の意見を聞き、食べやすい食材を選び、その大きさや軟らかさを考慮して、児童・生徒一人ひとりの状況に応じて、ペースト食、潰し食、刻み食などの調理をいたします。

また、家庭での食事の様子なども、保護者から丁寧に聞き取り、食べるときの姿勢や食事のペース、使用する食器などに配慮し、スムーズに食事が取れるよう給食時の支援をしております。

特別支援学校だけでなく小・中学校においても、肢体不自由など、多様な

子どもたちへの給食を安全に継続して提供していくことが重要だと考えています。

このため、現在、特別支援学校で実施している保護者との連携、あるいは食材や調理方法、学校内での実施体制などについてガイドブックとして取りまとめ、小・中学校でも活用できるようにしていきたいというふうに考えております。

1月に開催いたしました市町教育委員会の食育・学校給食担当者会議におきまして、こうしたガイドブックを作成していくことを説明し、小・中学校の実情を反映するため、幾つかの市町教育委員会にも参画いただくことを依頼したところです。

今後、特別支援学校の教職員、市町教育委員会の代表、有識者等による検討委員会を設けまして、摂食に配慮を要する児童・生徒の給食の現状や課題を聞き、事前に市町教育委員会を通じて得た保護者の意見も参考にしながら、来年度の1学期中にガイドブックを作成したいと考えております。

その後、8月に開催する市町教育委員会や学校の食育・学校給食担当者が集まります研修会で説明し、2学期から活用できるよう取り組んでまいります。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） 作成いただけるということで、大変うれしいなと思っています。

ある出会ったお母さんというのは、お子さんは後天的に障がいを持つことになりました。恐らく知的には障がいがないだろうと思われませんが、それはなかなか明らかにはまだなっていません。

彼は、幼稚園のときから地域の学校に行くことを望んでいました。何とか地域の幼稚園に行き、そのまま隣の小学校に入学しました。

地域で学びたいという願いをかなえる。そう望む方について、それをどうやってかなえるかということを考えていくこと。これは、本当に特別支援教育、インクルーシブ教育の根本に据えられなければいけないと思いますので、

食についてしっかりと保障していく、そのことにつながればうれしいなというふうに思っています。

課題はとてたくさんあると思います。給食を作る調理室がそんなに大きくないとか、市町の学校には給食室に空調がないところが実はたくさんあって、本当に夏の間40度を優に超えるようなところで、調理をされているという実態もありますので、その辺りの実態も丁寧に見ながらやり取りをしていただきたいなと思います。

このガイドラインが、できない理由を担保するものにならないように御注意いただきたいんですね。どうやったらできるかということ、柔軟に対応するためのものになる、そのことを本当に期待しています。

このガイドラインについては、全国でも実はあまりきちんとつくられていません。北海道あるいは東京都ぐらいでしょうか。

ですので、三重県においても、例えば、ここからもう少し膨らませて、アレルギーの対応ですとか、それから、もしかしたらハラルが必要な子どもがいるのかもしれませんが、その場合どうするのか。あるいは窒息事故が起こったときにどのように対応するのかといったことも併せて、幅広のガイドラインをつくっていただけるといいかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

給食の話を見せていただきました。給食といえば、最近、給食の公会計化という話が少し取り沙汰されるようになりました。

小・中の学校の給食は小・中の責任じゃないかって、それはそうなんですけれども、教員が未納の給食費の取立てをやっているとか、細かい金銭授受をしている、そんな実態をなくして、市町の一括管理にしようという考え方です。

ここには、私は県の果たすべき役割、果たせることがあるんじゃないかなと思いますので、これについては、また別の場でやり取りをさせていただきたいと思います。

あと2分あります。

県立大学、昨日質疑でありました。

私自身は、ぜひ御検討いただき、三重県にそういうものができるのであれば、ぜひお考えいただきたいことがあります。それは、先ほど申し上げた特別支援教育に関わってです。

重度の肢体不自由があるけれども、知的には何も問題がないというお子さんが地域の特別支援学級に在籍しています。その子たちが、手で書くことはできないけれども、何らかの方法で保障がされて頑張っって高校に行き、そして大学に行くという夢を。24時間ヘルパーをつけてということになるうかと思いますが、自宅を離れてその子たちが大学に行ける。そんなビジョンをもしおつくりになるということであれば、私は描いていただきたいなと思います。

頑張っってやっていけば、三重県にはそういう場所がある。そんなことをこの三重県の子どもたちに知らせたい、そんなふうにも思います。

また、学士等の資格は取れませんが、例えば知的障がいのある子どもたち、もう少し、高等部からあと2年、3年、社会経験としての学びをとる場合に、その子どもたちは通える場としての設定は、これは公立だからこそこできるものなのかもしれないというふうにも思いますので、本当に豊かな、大きなビジョンを持って、その辺りの是非も検討いただきたいということをお伝えしておきたいと思います。

最後に、世界人権宣言第1条、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならないとあります。

私たちは、新型コロナウイルス感染症に敢然と立ち向かい、責め合うのではなく、助け合う社会づくりを、このシトラスリボン運動、優しい気持ち運動、しっかりと進め、いま一度気を引き締めてまいりたいというふうに思います。

久しぶりの質問で緊張いたしました、どうも御答弁いただきありがとうございました。これで質問を終結いたします。（拍手）

休 憩

- 議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。
午前11時0分休憩
-

午前11時10分開議

開 議

- 議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。15番 木津直樹議員。

〔15番 木津直樹議員登壇・拍手〕

- 15番（木津直樹） 皆さん、おはようございます。

昨日は俳句、川柳が大変多く出たということで、俳聖松尾芭蕉の生誕の地、そして伊賀流忍者の里伊賀市より選出されております自由民主党県議団、木津直樹でございます。どうぞよろしく願いいたします。

昨年12月4日に登壇する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の関係で寸止めに遭いまして、本日となりました。

今日は2月26日、85年前に二・二六事件があった日でございます。私の尊敬する1人であります渡辺和子さん、知事も御存じかと思えますけれども、この方のお父さん、渡辺錠太郎さんですね、陸軍大将で教育総監、今でいう文部科学大臣となりますけれども、二・二六事件で青年将校に襲撃されて命を落とされた方で、その襲撃現場の1メートルのところで見ていたのが、当時9歳の娘さんの渡辺和子さんということになります。

その後、29歳で修道院に入りまして、シスターとして教育の世界で活躍されたということになります。マザーテレサが来日されたときも通訳をされた

ということでは有名かなと思っています。

その渡辺和子さん、大変いろんな言葉を残しておりますが、その一つに、うまいかなくて当たり前、うまいったら感謝、その言葉を心に秘めまして一般質問をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、いつもの農業政策、水田農業について質問させていただきます。とりわけ生産と販売について、二つに分割しましての質問をさせていただきます。

三重県では、耕作面積5万8400ヘクタールのうち、水田が4万4400ヘクタールと76%を占めており、水田農業が基幹産業となっています。

特に、私の地元の伊賀地域では水田農業が盛んであり、そこで収穫された伊賀米コシヒカリは、高品質でめっちゃめっちゃおいしく、三重ブランドにも認定されております。

米については、全国的にも主食用米の消費量の減少に歯止めがかからず、三重県の作付面積も2万7300ヘクタールと、毎年、減少の一途をたどっているとあります。

特に今年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、私たちの食生活にも大きな変化が現れました。

そんな中、米の生産量であります。農林水産省は、令和3年産の主食用米を新型コロナウイルス感染症の影響による需要の見込みを約9万トン含めた36万トンを削減して、693万トンとすることを発表いたしました。

令和2年産米の需給緩和を受け、例年の生産量より30万トン以上少なく、対前年度比の減少幅は過去最大で、米の需給均衡には、面積に換算すると、全国で6.7万ヘクタール規模の転作が求められるとのこと。

こうした需給見直しを受け、三重県でも、令和3年産の主食用米の生産量の目安が示され、全国幅より若干抑えられたものの約4200トン、率にして3.1%の生産減を余儀なくされると聞いております。

農作物の生産には、目標値に応じた準備が必要であります。もう既に水田農業の現場では、本年度産の麦の作付も始まっているところでございます。

米からほかの作物への転換に向け、県として農家の皆さんにしっかりとした方針を示し、米の需要や価格の安定に向けた取組を進めていかなければならないと考えております。

こうした現状を受け、国では、水田を利用した麦、大豆、加工米などの産地に対する水田活用の直接支払交付金は、令和3年度予算で、今年度と同額の3050億円を確保し、さらに、今年度の第3次補正予算で特別対策予算が措置されました。

特別対策の対象作物は、輸出用米など新市場開拓米、加工用米、麦、大豆、野菜などの高収益作物とし、これらの作付に対して、過去に例を見ない対応をするということとしています。

例えば作付転換を契機に、輸出の需要との結びつきを強化することを要件として、直播栽培や土壌分析、排水対策など低コスト生産技術などの導入支援、高収益作物への転換支援では、生物農薬や防虫ネットなどの導入支援が行われます。

こうした取組に必要なかかり増し経費を、直接支払交付金に上乗せすることになっております。この特別対策の対象に飼料用米は入っていませんが、補正予算を活用した特別対策で輸出米や加工用米などの手当てを行うことで、当初予算の産地交付金を飼料用米に仕向けることも可能になります。

つまり、飼料用米の支援単価は変わらないものの、地域の判断で産地交付金を飼料用米の支援に使い、支援額を増加させることもできるということです。

また、今回、県が飼料用米に取り組む生産者を独自に支援する場合は、国も同額を支払う措置がなされました。例えば10アール、1反5000円を追加すれば、国と合わせて1万円の追加額を交付するという仕組みになります。県が5000円を交付すると、その5000円と合わせて国が5000円を支払い、1万円になるという仕組みでございます。

このように、国は、令和3年産の米の需給緩和に対して相当な危機感を持って対策を講じております。

これを踏まえ、県では、令和3年産米の生産量の目安を見据えた主食用米からの作付転換が円滑に進むよう、どのように取り組むかをまずはお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、米の生産量の目安を踏まえた主食用米からの作付転換を進めるための県の取組についてということで御答弁させていただきます。

国が昨年11月に公表した、向こう2か年を見据えた米の需給見通しでは、人口減少や食の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により消費量が大きく減少する一方で、令和2年産米の生産量が当初の想定より増加し、主食用米の供給が過剰となる見通しとなったことから、令和3年産の主食用米については、需給均衡を図るため、これまでにない規模で生産調整を推進していく方針が示されました。

これを受け、本県においても、令和3年産の県産主食用米における生産量の目安について、県やJA、卸売業者などで構成する三重県農業再生協議会で検討を行い、これまでの国の減少率を用いて算定する方式から、県独自に策定した県産米の需給見通しに基づいて算定する方式に改めることとし、生産量の目安を、国の減少率よりは低いものの、過去最大の減少率となります3.1%減の13万2336トンと設定いたしました。

また、この目安は、市町やJAなどで構成する地域の農業再生協議会ごとに提示され、生産者や営農組合等に対する会合などの機会を通じて、主食用米の需給状況に対する理解促進や主食用米から大豆や飼料用米、野菜など他の作物への作付転換に向けた協力要請を進めているところです。

こうした需給緩和の見通しから、国では、主食用米から他の作物への転換を緊急的に進めるため、令和3年度に水田活用の直接支払交付金を拡充し、都道府県が作物転換する農業者に独自に助成金を交付する場合には、国から同額を上乗せ交付する新たな支援制度を創設する予定でございます。

県では、この支援制度を積極的に活用するため、新規事業として、三重の

水田作物需給調整緊急推進事業を実施し、助成金の交付により、主食用米からの作付転換を促進していきたいと考えています。

また、県農業再生協議会が独自に用途を設定できます産地交付金についても、課題である大豆の収量性向上に寄与する栽培管理技術の取組に対する支援や飼料用米の作付拡大に対する支援などの新たな制度を設けて、作付転換を促していくこととしています。

さらに、国で新しく事業化されました加工等の実需者ニーズに対応した低コスト生産等に取り組む農業者を支援する、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業や、需要に応じた生産等に向けた麦、大豆の営農技術の導入や機械・施設整備への支援を行います、水田麦・大豆産地生産性向上事業の活用についても、生産者の皆さんにその活用を働きかけているところでございます。

県としましても、過去最大規模となる米の生産調整に対して危機感を持って、国、県の施策をフル活用し、市町やJAと連携しながら主食用米からの作付転換を着実に進めることで、米の需給安定と水田農業の収益力向上につなげてまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 一定の答弁をいただきました。

実は、これ、12月4日もほぼ同じ質問だったんですけども、そのときには、国との連携の支援があんまりええ返事できひんなどと言われていたんですけども、今回はやっていただくということで、本当にありがとうございます。

生産量の目安が、農業者の皆さんの納得の下、守られていくには、県の対応が鍵となりますので、今後とも、生産者の声をよく聞いていただいて対応していただくことを期待いたします。

まずは、生産についてお聞きしましたが、今度は、販売についてお聞きしたいと思います。

本来の水田農業の維持や農業従事者の所得安定のためには、今後、おいし

い結びの神や伊賀米コシヒカリなど、県産ブランドの販路拡大に加え、テークアウトやデリバリーで注目される中食、さらには、外食などの業務用米への的確な対応も必要と考えております。

人口減少に伴い、需要自体が減少し、パン、パスタ、麺ですね、食生活の変化もより一層加速しているのは、皆さんも感じているところであると思います。

そこでお聞きしますが、毎年需要が減少し続ける米の消費拡大や販路拡大について、令和3年度は、県はどのように取り組むのかをお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 県産米の消費拡大や販路拡大に向けた県の取組についてということで御答弁させていただきます。

県産米の需給均衡を図るためには、先ほどの主食用米からの作付転換に加えて、消費拡大や新たな販路拡大を図ることが重要であると、こういうふうと考えてございます。

これまで、県をはじめJAなどの集荷業者、卸売業者で構成するみえの米ブランド化推進会議を中心に、県産米の料理教室での活用等による消費拡大や、産地や品種などの特徴を生かした販路拡大に取り組んできたところでございます。

今年度は、本年1月に、県産米の特売やPR動画による発信などを行うみえのお米を食べようキャンペーンを展開しますとともに、現在、三重ブランドとして認定されております伊賀米コシヒカリについて、JAなどが中心となって、県内や関西圏の米専門店などでポスターを掲示するなど、その販売促進を実施しておるところでございます。

令和3年度は、これまでの取組を着実に進めるとともに、県としては、業務用向けと家庭用向けにその対象を明確にした上で、県産米の消費や販路の拡大に取り組むこととしています。

具体的には、業務用向けでは、新型コロナウイルス感染症の影響により中食需要が増加していることを踏まえ、こうした需要に的確に対応するため、

弁当やおにぎりを販売する中食事業者に対して、県産米の活用提案を行うこととしております。

また、社員食堂を備える県内の企業や事業所に対して、県産米のサンプルを提供することで、活用を促していきます。

一方、家庭用向けにつきましては、コロナ禍の中で、手を使って洗う必要がなく、水を入れるだけで子どもにも簡単に炊ける無洗米のPRに取り組み、県産米の消費拡大につなげていきます。

さらに、三重とこわか国体・三重とこわか大会を、全国に県産米をPRする絶好の機会と捉えまして、弁当事業者や生産者団体などと連携しながら、様々な機会を通じて、県産米の弁当やおむすびなどとして味わっていただくことで、県産ブランド米の認知度向上に取り組んでいきたいと考えております。

今後も、需要の変化などに的確に対応しつつ、JAや卸売業者などと連携をしながら、県産米の魅力や特徴を十分に生かした効果的かつ効率的なPRなどに取り組むことで、県産米のさらなる消費や販路の拡大につなげてまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 先日、自由民主党の県連政調会で、JA全農みえから聞き取りをさせていただきました。そのことがまさしく（実物を示す）この伊勢新聞の1面の記事に載っておりました。隣で聞いていたのかなというほどのほんまに同じような話を聞かせていただきました。

去年は、東日本では豊作であったこと、そしてまた、コロナ禍で需要が落ち込んだことが重なりまして、東日本のお米が過剰在庫になっているということで、東日本の主食用米が西日本に流れてくるということで、三重県のスーパーでも東日本のお米が売られるようになったと、それも安価で売られるようになったということになっています。

北海道や東北では有名タレントを使ってPR、またプロモーションなど活発に展開をしていますので、ぜひ負けずに予算をかけていただいて、三重県

産米のプロモーションを含め、販売促進をしていただきたいと要望いたします。

三重県民の75%は三重県産の米を食べているということも聞きましたので、地産地消をよろしく進めていただきたいとお願いを申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

次は、豚熱についてであります。

昨年の年末に、伊賀市において豚熱が発生いたしました。7026頭を殺処分、そして埋却とする大がかりな作業でしたが、予定より2日ほど前倒しで、1月7日に完了させていただきました。年末年始、お正月返上で、また極寒の中、作業に従事されました行政職員、自衛隊、民間企業、そして地元の建設業協会の皆様には心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

私もすぐに現場に駆けつけましたが、もう既に道路が封鎖されておりまして入れなかったわけですが、夜に住民説明会があるということで、地元の市議会議員と共に出席させていただきました。

新型コロナウイルス感染症の関係で短時間で終わる予定ということでしたが、地元の住民の方から、埋却場所に関していろいろとお話が出ました。特に、その近隣の方は井戸水を使っている家庭が多いということで、地下水の心配があるということで、短時間で終わるつもりがかなり長い時間を要したわけですが、最終的には場所は変更になりまして、住民の方も納得されて、埋却が進んだということになります。

そこで感じたところは、養豚にしろ、養鶏にしろ、疫病が発生しますと殺処分して埋却するというので、敷地内で埋却場所を決めておくということですが、その場所も、今回は四つあったわけですが、先にここから行くということを決めておいたら、住民説明会もスムーズにいて、埋却作業が早く進むのではないかなと思いました。

そして、先日、養豚農家にお邪魔をいたしまして、話を聞く機会を設けさせていただきました。いろいろお話を聞きましたが、やはり全頭ワクチンを打っているにもかかわらず、全頭処分はどうしても納得いかんと。国の法律

に基づいてやっていただくんですけども、せっかくワクチンを打っておるということで、1頭230円ではありますけれども、7000頭いると約160万円ぐらいの費用もかかっているということですし、本当にやるせない気持ちやったということを知りました。

そしてまた、殺処分をするに当たり、国から1頭当たり手当金が出るわけですけども、その手当金の設定単価も上限が低い上、ひょっとしたらこれに課税されるのと違うのかなということで心配されておりました。

県として、何か要望ありますかということでお話も聞かせていただきましたら、再開に向けて、やはり運転資金、つなぎ資金というのかな、そういうのが必要であり、いろんな防護柵とか、そういう補助金の制度はありますけれども、やはり金銭的な援助が一番必要やということを知らせていただきました。

こうした養豚農家の声を受けまして、県としてどのように、養豚農家全体でございまして支援に取り組むのか、あわせて、全頭殺処分、これの見直し等について国に働きかけをいただきまして、畜産農家を守っていただきたいと思うんですが、県の見解はいかがですか。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、昨年末の豚熱発生を踏まえた養豚農家への県の支援ということでお答えさせていただきます。

伊賀市での豚熱発生を受けまして、現在、県では、資金繰りや再発防止対策に係る不安など発生農家の方の声に耳を傾け、しっかりと寄り添いながら、経営再開に向けた様々な相談への対応や技術的な助言などを行っております。

具体的には、経営の維持安定のための農林漁業セーフティネット資金の貸付利子の2分の1の助成に加え、経営再開に向けた県や国の制度資金に対する無利子化などの資金繰りへの支援や、養豚の再開に必要な飼養衛生管理施設の改修に向けた支援措置などを令和3年度当初予算に計上して、対応していくこととしております。

また、県内の養豚農家への支援策としましては、これまで飼養衛生管理に係る指導やマニュアルの作成支援、農家負担を不要とした野生動物侵入防護柵の設置支援、人や車両等が農場へ出入りする際の消毒機材や防鳥ネットの導入に対する支援などに取り組んでまいりました。

さらに、今回の伊賀市での事例が、ワクチン接種前の離乳豚舎での発生であったことから、令和2年度1月補正予算において、本県独自の対策として、離乳豚舎を対象に小動物の侵入防止網や捕獲用粘着シートの設置、それからウイルス侵入防止のための消毒用噴霧器等の整備などの定額補助事業を創設しますとともに、養豚農場周辺での野生イノシシの捕獲強化などに取り組んでおるところでございます。

一方で、飼養豚へのワクチン接種につきましては、現在、全国で28都府県で接種が進められており、本県では令和元年10月以降、全ての飼養豚に対するワクチン接種を継続して実施しております。

この結果、ワクチン接種により、おおむね80%以上の飼養豚が抗体を獲得するものの、豚熱を100%防御できるわけではないため、豚熱が発生すれば、ウイルスが豚肉や人、車両等によってワクチン非接種地域に拡散するおそれがあることなどから、国は全頭殺処分の方針を変えておりません。

しかし、全頭殺処分となると、養豚農家が元の経営規模に回復するまでには相当の期間が必要となり、経済的・精神的負担が極めて大きいため、養豚団体等からも殺処分の見直しについての要望をいただいております。

このため県では、これまでも様々な機会を通じ、殺処分対象を発生豚舎のみとするなど、殺処分方法の見直しについて国に要望をしてきているところですが、今後も引き続き、具体的方策などを提案しながら、粘り強く国に働きかけていきたいと考えております。

また、殺処分家畜等に対する国の手当金については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜所有者に対し、殺処分する前の家畜等の評価額の全額が交付されることとなっております。

この手当金は、経営再開のための資金として、養豚農家にとって極めて重要であることから、適正な評価となるよう、県としても十分に農家の御意見を伺いながら、飼養実態に合った手当金の申請ができるよう、専門的な見地からしっかりと支援をしてまいります。

今後も引き続き、県内養豚農場における豚熱等の発生防止に万全を期すため、関係者が一丸となって豚熱対策に取り組んでまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） よろしくお願ひしたいと思います。

三重県では、いなべ市で発生しましたが、そのときにはワクチンは全頭打っていなかったということで、今回が、全頭ワクチンを打って豚熱が発生したという一番新しいといひますか、1番目の事例ですので、しっかりとこの教訓を生かして、次の免疫行政に努めてほしいと思ひます。

ワクチンを打った豚は、人間には安心でありますけれども、やはりほかの豚舎にうつるのはいけなひことですので理解できますけれども、何とか国に働きかけて、農家を守っていただくようよろしくお願ひいたします。

次に、野生イノシシ対策についてお聞ひします。

昨日も、伊賀市で野生イノシシが捕獲されたというファクスが流れてきましたけれども、豚熱は野生イノシシが病原とされているところであります。

現在、豚熱に感染した野生イノシシの発見地域は、県の南部まで広がっているということでございます。まずは、個体を減らしていくのが一番の課題、重要かと思ひております。

そこで、野生イノシシ捕獲強化に向けて県の取組をお伺ひします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 野生イノシシの捕獲強化に向けた取組ということで御答弁させていただきます。

本県の野生イノシシ対策としましては、豚熱経口ワクチン散布を通じた抗体付与による感染拡大の防止と、感染源となる野生イノシシの頭数自体を減らす捕獲強化を対策の両輪として進めております。

令和2年度の捕獲強化の取組については、捕獲頭数の目標を1万7000頭以上と設定しまして、経口ワクチン散布エリアを中心として調査捕獲を通年で実施いたしました。

また、調査捕獲エリア以外では、新たな捕獲強化対策として、捕獲が低調となります4月から6月の春季の捕獲強化や、国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して県が主体となって生息密度が高い鳥獣保護区や市町境界付近等での捕獲強化に取り組みました。

さらに、昨年度は、北勢6市町で自粛をお願いした狩猟について、今年度は県内全域で実施可能としました。

令和3年度については、捕獲目標頭数を令和2年度目標に1000頭上乗せした1万8000頭としまして、捕獲強化に取り組むこととしております。

具体的には、調査捕獲について、県から猟友会等へわなの貸出しを行うなど、県内全域を対象としてこれまで以上に積極的に捕獲を進めるとともに、県主体による指定管理鳥獣捕獲等事業についても、捕獲目標を2000頭に倍増しまして、養豚農場周辺に設置するセンサーカメラ等も活用しながら、捕獲の強化と効率化を図ります。

また、今年度に実証を行ったわなの見回り作業を効率化するICT技術の普及を図り、捕獲に係る労力を軽減してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、豚熱発生防止に向け、市町、猟友会等としっかり連携をし、野生イノシシ対策に取り組んでまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 野生イノシシの捕獲強化について、今年度より1000頭上乗せして捕っていただくという答弁をいただきました。

野生イノシシの個体を減らすのは、養豚農家だけではなく農業全般の有効な獣害対策にもなりますので、ぜひとも野生イノシシプラス、できたら鹿も一緒ですけれども、獣害対策を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、循環型社会の構築に向けた産業廃棄物税制度の見直しについてとい

うことに入ります。

近年、廃棄物を有効に活用する取組が、排出企業や産業廃棄物処理業者において進んできています。例えば県内の産業廃棄物処理業者において、産業廃棄物を単に焼却また埋立てする処理だけではなく、新しい処理技術を導入することにより、廃棄物を可能な限り資源として活用する取組が行われております。

少しパネルを。(パネルを示す) これですね。簡単な、分かりやすいパネルですけども、廃棄物を、焼却だけではなく、ガス化、発酵、また熱分解をして再利用していくということの取組でございます。このような取組は、循環型社会への構築に向けて大変有効であると考えています。

一方で、三重県では、循環型社会の実現を目指す中で、積極的に産業活動を支援し、産業廃棄物政策の推進を図るため、財源の確保を目的として、産業廃棄物税制度を導入しております。

この制度では、最終処分場や中間処理施設へ搬入する産業廃棄物の重量を基に課税しており、中間処理施設へ搬入する場合の課税額は、実際の搬入量に一定の処理係数を乗じた後の重量で算出しています。

この処理係数は、0.1から1.0の範囲で定められていますが、焼却施設や乾燥施設といった一部の処理施設を除き、処理係数は1.0としています。要は焼却すると軽くなり、ほぼなくなりますので0.1ということになります。

先ほど紹介したような、先進的な施設へ産業廃棄物を搬入する場合については、処理係数が1となり、実際に搬入された産業廃棄物の量がそのまま課税対象となります。このような施設は、資源の有効活用という点から、焼却施設より優れた処理施設であると考えており、処理係数を小さくすることで活用を推進していく必要があると思っています。

つまり、処理係数を小さくすることにより課税額が低くなり、そのことによって最先端技術を持つ施設への搬入が進み、利用促進され、循環型社会の構築につながると考えます。

今後、県においては、この制度の見直し検討を行うと聞いております。循

環型社会を進める観点から、新たな中間処理施設に関しては課税算定を見直す必要があるのではないのでしょうか。今年は5年に1回の見直しの年になりますが、担当局の見解をお伺いいたします。

〔安井 晃環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（安井 晃） 産業廃棄物税制度におけます中間処理技術の向上を踏まえた処理係数の見直しについて御答弁申し上げます。

産業廃棄物税制度は、持続可能な循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策の財源確保を目的としつつ、事業者の主体的な取組の誘因としても機能するような仕組みとして創設したものです。

この税では、議員からも御案内いただきましたけれども、県内の最終処分場または中間処理施設へ搬入をする産業廃棄物の重量を基に課税することとしており、中間処理施設へ搬入する場合は、実際に搬入する廃棄物の重量に直接課税するのではなく、一定の処理係数を乗じた後の重量による税額を算出しております。

中間処理とは、簡単に申し上げますと、廃棄物を再生利用するため、あるいは最終処分量を減らすために行うもので、例えば破砕や焼却、乾燥といったものがございます。

処理係数については、これらの中間処理により廃棄物がどれだけ減量されるかという、いわゆる減量化率の観点から、施設の区分に応じて0.1から1.0の範囲で定めておまして、減量化率の高い施設ほど処理係数が低くなるよう設定しております。

先ほど御紹介のありました廃棄物のメタンガス化施設、これは食品系が主体の廃棄物を発酵させ、精製したメタンガスによりバイオマス発電を行う仕組みでございまして、未利用エネルギーが有効活用されることに加え、化石燃料による発電と比べ、二酸化炭素の排出削減につながることを期待できるなど、大変有用なシステムであると考えています。

一方、国内で稼働しているこうした施設はまだ多くないと認識しており、

発酵後の残渣の処理や施設の安定的な運転などについて問題があるとの報告もございます。

今後は、こうした新たな技術、先進的な技術をうまく活用しながら、廃棄物を安全かつ安定的に処理しつつ、資源としての循環利用を最大限に進めることで、循環型社会の構築を図っていきたいと考えております。

産業廃棄物税制度については、令和3年度中に検証を行い、必要に応じて処理係数等を見直すこととしております。見直しに当たりましては、廃棄物の減量化等への貢献の度合いに応じて税の軽減を図ることで、事業者の一層の取組を促すという制度の基本的な考え方に加えまして、温室効果ガスの排出削減や天然資源の消費抑制など、環境負荷の低減の観点からも検討していきます。

新たな技術の導入により、廃棄物の減量化とともに、環境負荷の低減が一定見込まれる中間処理施設につきましては、技術の成熟度等も勘案した上で、新たに施設の区分を設けて処理係数を設定することで、制度の効果的な運用につなげていきたいと考えております。

今後、県内の産業廃棄物処理に関するデータの収集などとともに、先進的な中間処理技術の特性や導入状況に関する調査を十分に行い、関係部局とも連携しながら、見直しを進めてまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） この産業廃棄物税の税収額は、平成30年1月現在で、5億3000万円ほどということで、税制を低くすると税収が減るわけですが、既に循環型社会はもう当たり前の世界になっているかなと思います。

この三重県産業廃棄物税条例を制定されたのが平成15、16年ぐらいで、まだ大量生産、大量消費、大量廃棄という時代から、ちょうど3Rが始まった時代であったので、それから係数も変わっていないと思います。

お隣の滋賀県では、同じ時期にこの産業廃棄物税条例を制定していますが、熱分解でありますとか、発酵施設は区分もありまして、0.6にもう既になっていたということでございますので、滋賀県のほうが少し環境行政

が進んでいるのかなと思っておりますので、ぜひともこの機会に見直しを進めていただいて、なお一層、循環型社会が構築されますことを期待申し上げて、この質問を終わります。

次に、三重とこわか国体・三重とこわか大会の対策ということで質問に入ります。

昨年11月から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、大都市で緊急事態宣言、三重県では独自の新型コロナウイルス緊急警戒宣言の効果もあり、収束に向かいつつあると思われれます。また、ワクチン接種も始まり、少し安堵感も生まれ、明るい光が見えてきたような気もいたします。

しかしながら、今年1月27日から31日まで、愛知県及び岐阜県で行われました冬季国体のスケート競技会は、無観客で開催となる一方、2月18日からの開催を予定した秋田県におけるスキー競技会は、医療体制の状況を踏まえ、残念ながら中止となってしまいました。

三重県も、昨年10月14日に、両大会の開・閉会式の会場を、サンアリーナから三重県総合文化センターへ変更して、大幅な参加者の削減、また、国体史上初となるオンライン式典など、両大会全体にわたる式典のシナリオが発表されたところであります。

そのときには、ほんまにそこまでする必要があるんかいなということを思っておりましたが、この第3波の状況を見ますと、思い切った形で開・閉会式を見直したことは大変よかったかなと改めて思っております。

また、式典とは別に、各地で開催されます競技会においても、万全な対策を実施する必要があることから、ガイドラインもつくっていただきました。

このように、新型コロナウイルス感染症に対しては、県もいろんな角度から検討していただいているところではありますが、まだまだどういう状況になるか分かりません。どういう対策が必要なのかも、全体像がまだまだ分かりにくいと思っております。

例えば大会期間中、県内外の選手団に、また観客に、どのようなことを心がけてもらうか、また、多くの参加者、観客、地域の方に安心していただく

には、どういうことを進めていくかということが必要であるかなと思っております。

そこで、県内外の選手、監督、競技役員等、また観客、そして地域の皆さんに安心して両大会に参加していただけるよう、全体として、感染防止対策、周知も含めて、どのように準備に取り組み、国体を成功に導くのか、知事の思いをお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重とこわか国体・三重とこわか大会を安心して開催、そして、全ての人に両大会に参加いただけるようにどのように取り組むのかということについて答弁いたします。

昨年1月以降、我が国は、新型コロナウイルス感染症により鹿児島国体が延期となるなど、多くの大規模スポーツイベントが中止、延期の決定を余儀なくされています。

こうしたことから、来年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会についても、コロナ禍にあって開催できる方法がないか、これまでの準備経過や過去の先例にとらわれずに、様々な点から検討を重ねてまいりました。

こうした検討の結果として、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、去る10月14日の三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会常任委員会においては、私から新しい国体・大会の在り方を御説明申し上げ、御承認いただいたところです。

とりわけ開・閉会式においては、クラスターの発生予防と、万が一の際、競技会に波及することのないよう全体の式典時間や参加人員を大幅に縮小するとともに、選手と式典参加者を物理的に分離するなど、75年の国体史上、いずれの開催地も行ったことのない式典を試みようとしております。

また、両大会の競技会においては、感染防止対策に係る三重県版ガイドラインを作成し、選手をはじめ各参加者においてそれぞれ遵守すべき事項や会場内で実施すべき事項などを具体的に記載することで、市町等が不安なく会場整備や運営準備を進められるようにしてきました。

一方、新型コロナウイルスの感染状況については、夏以降、減少に転じていた新規感染者数が、10月末以降、再び増加傾向となり、12月には首都圏を中心に過去最多の状況を繰り返すなど深刻化したことにより、今年1月には11都府県に緊急事態宣言が発出され、本県におきましても、1月14日に三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言を発出し、3月7日まで延長しているところです。

年末年始からの深刻な事態を受け、愛知・岐阜両県での冬季国体スケート競技、アイスホッケー競技は無観客での開催となり、秋田県でのスキー競技会については、残念ながら中止のやむなきに至りました。

こうしたことから、両大会の開催に向けては、これまでよりも一層厳しい認識の下に、感染防止対策を進めていく必要があると考えています。

今申し上げた競技会の三重県版ガイドラインにおいても、今後、感染状況の変化に応じて適時適切に見直し、改定していくことで、実効性を確保してまいります。

また、これらの三重県版ガイドラインに加えて、開・閉会式においても、式典の見直し内容を踏まえた開・閉会式のガイドラインを策定するなど、両大会に携わる全ての皆さんが安心して参加できるようにしていきます。

さらに、日本スポーツ協会の基本方針を踏まえつつ、どういう事態になれば開催可否の決定を行うのか、その三重県版の基準づくりに着手しているところです。

こうした対策の一つ一つは、まずは、全ての関係者に御理解、御協力いただくことが大切です。そして、これと同様に、県民の皆様、県外の皆様に対しても、県がこうした取組を進めていくことで安全・安心をしっかりと確保していくことをお伝えし、県外から来訪される皆様には、安心して三重を訪れていただきたいと思います。

また、県民の皆様には、全国から来県する選手の皆様に安心して迎え入れ、温かくもてなしていただきたいと思います。

そのために、これまで述べた開・閉会式や両大会の競技会のガイドライン

を一体のものとして取りまとめ、両大会における新型コロナウイルス感染症対策の全体像をお示しするとともに、開催可否の検討を行う際の基準もはっきり明示することで、それぞれの立場の方に理解と協力を求め、全ての参加者の皆様が、両大会の成功に向けて一致協力いただけるよう取り組んでまいります。

これからの時代にふさわしい新しい国体・大会の形を三重から発信し、コロナ禍だからこそ、スポーツの持つすばらしさや夢と希望、勇気を県民の皆様に届けるという使命感を持って、オール三重で取組を進めてまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） ありがとうございます。

競技会場は、県下全域にわたるわけです。その地域には、それぞれの特色というか、地域特性があるので、例えば伊賀市ですと、外国人登録者が多いので言語の問題とか、いろいろ出てくると思うんですね。

だから、一つのガイドラインではなくって、ガイドラインのローカルルールみたいな、地域特性に応じたガイドラインもつくっていただくのがいいのかなと思います。

いずれにいたしましても、ありとあらゆる対策を講じていきまして、選手が安心して最大限の力が発揮でき、観客も感動する大会にしてほしいと願います。

そして、何より三重県が天皇杯・皇后杯を取るということを期待いたしまして、最後の質問に入ります。

最後は、伊賀のインフラ整備についてということです。

この質問は、昨年9月定例会会議で、名張工区については中森議員が質問しましたが、今回は、伊賀市側の工区について進捗状況と完成見込みを、中森議員に負けずに聞きたいと思います。

国道368号は名張市と伊賀市を結ぶ基幹道路で、1日の通行量が2万台以上あり、重要物流道路にも指定されて、生活や産業に欠かせない道路であります。

しかし、朝夕の通勤時間帯には大変渋滞が発生しており、その渋滞を避けるため、抜け道とされる地域の道路は、家から車が出られないぐらい通勤の車が過密状態となり、まして通学路もあり、地域から大変苦情も出ておりません。

また一方で、2022年秋予定で民間病院が移転、新築されることとなっております。基幹病院ですので救急医療も担っていただくこととなります。

このように、国道368号は、近隣の生活道路の過密化を緩和する、また伊賀市、名張市から救急車が走ってくることになりますので、まさしく命の道、患者の搬送時間を短縮することに欠かせない重要なインフラ整備であります。

そこで、一つの目安として、2022年秋に民間病院が完成する予定の中で、4車線化はどこまで供用開始をできているのか、お示し願いたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 国道368号、大内拡幅工区の進捗状況についてお答えさせていただきます。

国道368号の伊賀市と名張市を結ぶ区間につきましては、現在、2車線で供用中でございます。しかし、朝夕を中心に著しい混雑が発生しております。これを解消するため、伊賀市の名阪国道上野インターチェンジから名張市の国道165号までの約14.2キロメートルについて4車線化の整備を進めております。

このうち、伊賀市内の名阪国道上野インターチェンジから菖蒲池交差点までの4車線化を進める大内拡幅工区5.1キロメートルにつきましては、まず、平成28年に名張市側からの約1.6キロメートルが完成しております。

そして、伊賀市の市街地側に向けまして、約0.6キロメートルが来月、3月に完成する予定でございます。

そして、さらにその先の約1.1キロメートルにつきましては、先ほど御指摘がございました民間病院の移転予定の時期に合わせて整備を進めているところであり、来年度完成する予定でございます。

その後も、名張市側から伊賀市の市街地側に向けて、順次4車線化の整備

を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、国道368号は伊賀地域の経済、観光、安全・安心を確保するための重要な幹線道路と認識しております。

県としては、地域の方々の御協力と伊賀市との連携により、4車線化の早期完成を目指してまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 橋梁工事や名阪国道のインターチェンジへの接続には時間がかかること、また4車線化には中央分離帯を設置するという事で、地域の住民の方との調整をするのに時間がかかるということも理解させていただいております。

いつも渋滞の中で通勤しておる人からは、もう既にセットバックも済んで、あと舗装するだけやんかみたいなことで、何でやねんといつも思いながら渋滞の中で待っているということを言われております。一日も早く4車線化して供用開始されることを要望いたしまして、次の名神名阪連絡道路の質問に入らせていただきます。

三重県では、それぞれの地域から道路要望がたくさんあると思います。最近、鈴鹿亀山道路もぼちぼちとできるということでございますけれども、伊賀地域でも、約30年前から滋賀県を通る名神高速道路と三重県の名阪国道を結ぶ道路建設の予定があります。

パネルを見ていただきます。（パネルを示す）これは名神高速道路ですね。名神高速道路、新名神高速道路、名阪国道、この辺が私の家ですね。もうまさしく、横軸は名神高速道路、新名神高速道路、名阪国道でありますけど、縦軸がないということで、この1本の縦軸を建設することによって、ストック効果が現れるということでございます。

もともとは、滋賀県の日野町周辺に琵琶湖空港を造る予定がありまして、そのアクセス道路として名神高速道路、さらには新名神高速道路につなげる予定でありました。

その頃は、国では、首都機能移転の構想も論じられているときであり、首

都機能移転にはまず空港があることや、それによって、三重県も畿央地区の候補に挙がったりしていることとなっております。

最終的に、琵琶湖空港は、当時の滋賀県知事が何でも反対ということで、最終的に新幹線の駅も中止にされた方ですので、琵琶湖空港は中止になりました。

今では、首都機能移転の話はどこやら行ってしまいましたけれども、近年のトラック輸送の発展や私たちの生活向上にはインフラ整備は欠かせないものとなります。

新しい道路ができることで、経済や生活に与える無限の可能性は皆さん御存じでありますし、ストック効果とも言うわけですがけれども、可能性が広がるということになります。

そしてまた、（パネルを示す）歴史ですね。これが歴史なんですけれども、もう30年前からずっとやっていたということで御理解をいただきたいと思っています。

そこで、水野県土整備部長は道路のエキスパートということでございますので、名神名阪連絡道路の早期実現に向けての展望をぜひ伺いたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 名神名阪連絡道路の進捗状況と今後の見通しについてお答えさせていただきます。

名神名阪連絡道路は、滋賀県内の名神高速道路と伊賀市内の名阪国道を結ぶ約30キロメートルの地域高規格道路でございます。

この道路につきましては、令和2年3月に国土交通省から発表された令和2年度の道路調査の見通しにおいて、名神名阪連絡道路について、計画の具体化に向けて滋賀県及び三重県と連携して進めますとされたところでございます。

こういった状況を踏まえて、現在、滋賀県におきましてルート構想の検討が進められているというふうに関心しているところでございます。

三重県といたしましては、特に現段階でルートについて改めて検討を行うといったことは考えておりません。したがって、滋賀県の状況を踏まえた上で、早期の計画の具体化に向けて対応してまいりたいと考えております。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） この道路につきましては、滋賀県側が約9割で、三重県側は1割ということも承知しております。三重県・滋賀県の期成同盟会、また地元の実現する会、さらには忍者道路ですね、甲賀市と伊賀市ですので、忍者道路ということで親しまれておりますし、促進の議員連盟があるということでございます。これから、特に滋賀県と連携していただいて、国に要望をお願いしたいと思います。

まず、伊賀地域のインフラ整備は、国道368号を4車線化していただき、その次は、名神名阪連絡道路ということを期待いたしまして、質問を終わります。これで、質問が全て完了いたしました。

それでは、最後に一句ということですが、何があっても明日は来るということですね。春が来るということで、「ぼんと出る コロナに負けず フキノトウ」ということですね。「ぼんと出る コロナに負けず フキノトウ」。一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。27番 稲垣昭義議員。

〔27番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

○27番（稲垣昭義） 新政みえ、四日市市選出の稲垣昭義です。

議長のお許しをいただきましたので、早速議論させていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の様々な影響について、人の命を守り、人間らしく生きられる世の中を取り戻すことを基本的な考えとして議論させていただきます。

第1波と言われる4月の時点では、新型コロナウイルス感染症は未知のものであり分らないことが多く、非常に不安が増大しました。この不安は、感染したら死ぬのではないかといったものであったと思います。未知の恐怖と不安の中、緊急事態宣言が全国に発出され、全国一斉休校も行われました。

この時期は、とにかく新型コロナウイルス感染症に感染しないことが重要で、1日の新規陽性者数は国民の大きな関心事であったように思います。

その後、このウイルスは強毒性ではないこと、つまり高齢者や基礎疾患がある人以外は死に至る病ではないことが分かってきました。また既存の薬などを活用して、ある程度の治療方法も確立してきました。感染リスクがある状態とない状態の見解も出始めました。

このような中、第2波と言われる7月を迎えました。

PCR検査数がかなり増えたこともあり、陽性確認者数は増えましたが、その多くは、無症状や軽症者であり、明らかに第1波と言われる4月の状況とは違うということを冷静に受け止めた国民が多かったように思います。

そして、年末から年始にかけて、第3波と言われる状況を迎え、11都府県に2回目の緊急事態宣言が発出され、現在は10都府県に対して緊急事態宣言が延長されており、本県においては、独自の緊急警戒宣言の真ただ中というところであります。

この1年間の新型コロナウイルス感染症との戦いを振り返り、私の考えを

申し上げ、まずは知事の現在の認識をお伺いしたいと思います。

私は、新型コロナウイルス感染症の様々な知見が出てくる中で、当然、取るべき対策や情報発信の方法は変化していくべきと考えます。もちろん、私たちにとって新型コロナウイルス感染症のリスクは大きなものですが、世の中には新型コロナウイルス感染症のリスクだけではなく、ほかにも医学的、経済的、文化的、社会的、教育的に様々なリスクがあり、その対応も重要です。

しかし、この1年間を見ると、行政情報の発信方法は変わることなく、マスコミ報道も、特にテレビが徹底的に新型コロナウイルス感染症の不安をあおり続けた結果、新型コロナウイルス感染症のリスク以外の様々なほかのリスクを増大させたことも事実であります。

毎日、新規陽性者数や、累計の新型コロナウイルス感染症患者が発表される影響からか、あるとき、こんなに感染者が増えて大変だと言われる方に、その多くは回復して退院されていますよと私がお話すると、えっという不思議な反応でした。入院する人がいて、不幸にしてお亡くなりになる方がいますが、98%以上の方が回復して退院されているということを見失うくらい、世の中に不安と恐怖が浸透していることを感じました。

このことから、私は、12月頃からでしたが、私のツイッターで、毎朝、昨日回復して退院された方の数を発信するようにしました。

全国の数字で見ますと、今日まで、1月19日から38日間連続で退院者が新規陽性者を上回っています。

私のツイートには、朝から明るいポジティブな情報をありがとうとか、治療いただいた医療従事者の皆さんに感謝ですねといったたくさんの方の前向きなコメントを毎日いただいています。

昨日の全国の新規陽性者数は1075人、三重県は5人でした。これまでの累計では、全国は42万9301人、三重県は2491人です。

知事、今となっては、この数字は必要でしょうか。不安をあおることはあっても、全く意味のない数字を発信するのではなく、例えば、全国で1月19

日から昨日までで、退院者が新規陽性者を5万6129人上回り、ピーク時、7万人を超えていた入院患者は、昨日は1万5313人となっています。こんな発信のほうは情報としては有意義で、受け手は、不安ではなく明るい未来を感じるのではないのでしょうか。

何度もこの発表の仕方を改めてほしいと申し上げてきましたが、知事の考えをお聞かせください。

私は冒頭に、今、私たちに求められるのは、人の命を守り、人間らしく生きられる世の中を取り戻すことだと申し上げました。様々なリスクの観点で見ると、経済や社会生活を止めることで命を落とす人がいます。過度な感染症対策を求めることで、人間らしい生き方ができなくなる人がいます。

4月の1回目の緊急事態宣言が、新型コロナウイルス感染症の収束にどの程度効果があったかの検証はされていませんが、私は、効果は薄かったが経済的被害は甚大であったと感じています。

日本の実質GDPは、緊急事態宣言が発令された4月から6月期で年率換算27.8%の下落で戦後最悪の冷え込みとなったと報道されています。

政府の統計によると、12月の完全失業者数は約194万人で、前年同月比49万人の増加で完全失業率は2.9%です。新型コロナウイルス感染症が発生してから11か月連続で増加しており、特に4月以降は急増しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、解雇や雇い止めに遭った方は8万7000人となりました。

一方、失業者と就職希望者と休業者を足した数を潜在的失業者と定義した場合、失業率は13%になるとも言われ、完全失業率の数字以上に隠れ失業者が多いということも言われています。

非常に大きな問題は、失業率が1%上がると自殺者数が3000人増えると言われるように、失業者数と自殺者数は比例するということです。

厚生労働省の発表では、令和2年の自殺者数は2万919人で、10年間減少傾向であったのに、残念ながら前年度対比750人増加したとのこと。この増加した750人は、見方を変えると新型コロナウイルス感染症の被害者で

あったと言えるのではないのでしょうか。過度に不安や恐怖を感じさせる世の中をつくったことが原因と言えるのではないのでしょうか。

特に、子どもの自殺者は過去最多の479人となりました。前年度対比140人の増加です。

この1年間で、20歳未満の新型コロナウイルス感染症に感染した方は、2月17日現在、3万9261人ですが、死者はゼロです。子どもは、新型コロナウイルス感染症で1人も亡くなっていませんが、この増加した140人もの失った命は、学校行事や様々な発表の機会を奪われたことが原因と言えるのではないのでしょうか。友達と楽しい会話をせず給食を食べるとか、1日中マスクをするとか、人間らしい学校生活が送れていないことが原因なのではないのでしょうか。

このような自殺者増加について、政府は孤独が一因ではないかと考え、孤独・孤立対策担当大臣を新設し対策を進めるとのことですが、県として、部局横断的にこの自殺者対策に真剣に取り組むべきと考えますが、御答弁をお願いします。

もう1点、後遺症についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症は不治の病ではないことはよく分かるけど、後遺症が残るのではないかといった心配や不安を持たれている方がいます。

これに関しては、特に最近、深刻な後遺症が残るといった報道が連日されると不安になります。信憑性の有無は別として、SNS等で具体的な後遺症の事例を見ると恐怖心を抱きます。日本で42万人以上が感染し、そのほとんどの方が退院している中、はたしてどのぐらいの方が、どの程度深刻な後遺症になっているのかといった情報提供がなされていないことが不安の原因であると感じます。

本県では、これまでに延べ約2500人の方が新型コロナウイルス感染症に感染されましたが、この方々の後遺症について、県としての調査、把握はされているのか。また、県として後遺症についてどのように捉えているのかもお答えください。

以上、御答弁お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、3点御質問いただいたうちの1点目の感染患者数の公表について、答弁させていただきたいというふうに思います。

先ほど議員からも御紹介いただきましたように、直近では、1月14日に県独自の緊急警戒宣言を発出し、2月7日に延長を行い、その後、県民及び事業者の皆さんの御協力によりまして、2月に入ってからの新規陽性者は減少傾向となっておりますが、また3月、4月は人の移動や飲食の機会が増えることが予想され、引き続き感染拡大防止の取組が必要であります。

感染症法においては、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに感染症の予防及び治療に必要な情報を、個人情報保護に留意しつつ積極的に公表を行うこととされており、全国の発生状況等については、国において、毎日、各都道府県の公表件数を基に、ホームページ、厚生労働省新型コロナウイルス感染症情報特設ページにおいて、都道府県別の陽性者数を公表しています。

一方で、新型インフルエンザ等対策に係る情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドラインというのが新型インフルエンザのときにつくられたわけですが、その中に発生情報に係る情報提供というふうに示されているものの、今回の新型コロナウイルス感染症では全く活用されていなかったことから、全国知事会の代表として加わった偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループのこれまでの議論の取りまとめの中で、新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた情報公表に関する統一的な考え方の整理について、提言を行ったところであります。

県としましても、現在も新規感染者数だけを公表しているのではなく、県のモニタリング指標である感染経路不明率、入院患者数等だけでなく、感染に至った経過や感染を広げる可能性のある行動について、県民の皆さんが自主的に感染防止対策を取るために必要な範囲の情報を、リスク情報として公表しているところであります。

新規感染者数等の情報は、数が多いと不安になる一面もありますけれども、減少していけば、県民や事業者の皆さんの努力の成果として、感染の拡大に対する不安を一定程度解消する効果や、またデマや誤った情報の蔓延を防ぐ効果もあるのではないかと考えており、国全体の現在の統計手法を鑑みて、今後も引き続き公表していくこととしたいと考えております。

しかしながら、引き続き情報の公表に当たっては、県民の皆さんに過度な不安などを与えないように、そのお気持ちに十分留意してやっていくことが必要であるというふうに考えています。

今、稲垣議員がおっしゃっていただいたように、1人の政治家として、退院数とか調査して発信していただいている。僕もその稲垣議員のツイートにたくさんのいいねがついているのも拝見させていただいています。それは本当にありがたいところですが、確かに過度な対策というのはよくない一方で、やっぱりリスクはきちんと認識する必要があると思うんです。先ほど、98%の方は亡くならないとおっしゃいましたが、我々としては、行政としては、やっぱり2%亡くなられているところについて、そのリスクをきちんと県民の皆さんにも御理解いただくという必要があるというふうに思っていますので、過度に不安をあおらないということとのバランスの中で、しっかり留意した情報公表に努めていきたいというふうに考えています。

[加太竜一医療保健部長登壇]

○医療保健部長（加太竜一） 私のほうからは、2点お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目、若い世代の自殺者数が増加していることに対して、部局横断的な取組が必要ではないかということでございます。

本県での自殺者数は近年減少傾向にありましたが、令和2年度の自殺者数は、先ほど議員から全国の状況を御紹介いただきましたが、県内では312人ということで、前年より14人増加ということになってございます。

特に、40歳未満の若者の自殺者数が前年より26人増加をしており、312人中84人となってございます。男女別で言いますと男性が200人、それから女

性が112人で、昨年と比較すると女性の割合が5.4%増加しておるといことで女性が多いというような状況になってございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活環境の変化や経済状況の悪化が長期化していることが、自殺者数の増加の要因の一つとなっている可能性があると考えております。

本県におきましては、従来から、自殺予防・自死遺族電話相談でありますとか自殺予防リーフレットの作成、大学や事業所等と連携した啓発活動を行ってまいりましたが、コロナ禍における自殺リスクの高まりを受けまして、今年度、新たに自殺予防・自死遺族電話相談をフリーダイヤル化するとともに、日中、仕事や学校で相談が難しい方のために、昨年11月から、新たに夜間・休日にも相談時間を拡充したところでございます。

また、新たに新型コロナウイルス感染症に係るこころの相談窓口を開設しまして、感染への不安や生活環境の変化に伴うストレスなどに関する相談に対応させていただいております。

加えまして、悩みを抱えました若い方が特に必要な支援につながるよう、検索連動型広告を利用しまして、死にたい等の自殺に関する用語をインターネット上で検索すると、県内の相談窓口をポップアップで案内する取組を実施しております。

さらに、自殺に至る背景や抱える問題は様々であることから、教育委員会や子ども・福祉部、雇用経済部等の関係部局及び三重労働局等の関係機関の方を委員としました三重県自殺対策推進会議を庁内に設置しておりまして、自殺者の状況に関する情報共有を行うとともに、それぞれの取組や課題の共有及び検討を行いながら、部局横断的に対策の推進に取り組んでおるところでございます。

特に、自殺者が増えている若年層の自殺対策といたしましては、こころの医療センター内にあるユースメンタルサポートセンターMIEへ委託しまして、自殺未遂等に関する専門相談、それから児童・生徒向けの出前教育などを実施しております。

また、こどもほっとダイヤルにおきまして、子どもの気持ちに寄り添った相談対応を実施するとともに、県内の公立小・中学校と高等学校へ配置しているスクールカウンセラーに加えまして、昨年11月からは県立学校への元教員等の教育相談員を配置したところでございます。

来年度につきましては、特に若い世代の自殺対策といたしまして、若者が相談しやすい環境を整備するために、SNSを活用した相談事業を実施するほか、若者と共に自殺予防を考える検討会を立ち上げまして、若者を取り巻く状況を踏まえた、普及啓発を展開していきたいと考えてございます。

そのほか、スクールカウンセラー等の配置時間を増やすとともに、教育相談員を県立学校に加えて、新たに中学校にも配置し、学校における相談体制も充実させていくこととしています。

新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化や経済状況の悪化は今後も継続すると考えられることから、関係機関とも連携を図りながら、引き続き、先ほども申し上げました庁内の推進会議等を踏まえまして、オール県庁で自殺者数の減少に向けた取組を引き続き推進してまいりたいと考えてございます。

もう1点、新型コロナウイルス感染症の後遺症のことについてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の後遺症につきましては、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症診療の手引きの中で、日本における電話調査では、発症から120日たった後も、呼吸困難、嗅覚障害、倦怠感、せき、味覚異常を認めたとされておりますが、その発生率や重篤になる割合等、まだ解明されていないところが多く、報道によりますと厚生労働省の研究チームにより、5都道府県におきまして、味覚・嗅覚障害の調査研究が始まったところであるというふうに伺っております。

県といたしましては、今後の新型コロナウイルス感染症対策の参考とするため、昨年12月末以降に、退院、療養解除されました県内にお住まいの方を対象に、感染後の症状や不安に感じられたことについてアンケートを行った

ところでございます。

これまでに307名の方にアンケートを送付しまして、提出期限である2月19日までに、196名の方から回答率64%というところでございますが、そういった回答をいただいたところでございますので、今後、このアンケートの分析を進めまして、新型コロナウイルス感染症対策に役立てていきたいというふうに考えてございます。

いたずらに不安をあおるようなことはあってはなりません、ほとんどの方に後遺症がない、重篤になることはないなど、安易に軽く捉えてしまうことも、現時点では問題と捉えてございます。

引き続きしっかりと感染防止対策を取ってもらうとともに、県としてもアンケートの集計結果等も踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症対策や丁寧な情報発信、啓発等に取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 公表の在り方は、今、知事のほうから過度な不安を与えない、ですけれども必要なものがあるということなのですが、1点だけ具体的に、提案させていただきますと、知事、今日からタブレットをお持ちですので、三重県のホームページの新型コロナウイルス感染症の発生状況のホームページを見ていただくと、最初に出てくるのが累計の発生件数なんです、累計なんです。なので、必ず増えていくんです、右肩上がりにすごい勢いで。もし、これを最初に、ぱんと出すのだったら、先ほど言いましたように退院者のグラフも同じグラフになるはずなんです、変化のグラフとしては。それも出していないとおかしいと思うんですよね。ですので、今は、もう発生件数が累計で何人かよりも、知事の言われたように、医療体制がどうかとか、入院の状況がどうかとか、あるいは検査数がどうかとか、そっちのほうの情報が上へ来るように私はすべきだと思いますし、それを最初にどんと出す意味はないのかなと思っていまして、まず具体的に、それ1点改善いただけますか、知事いかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 即座に明日からということではないですけども、3月7日の緊急警戒宣言の節目の後、今後どういうふうな発信をしていけばいいのか、先ほど加太部長が申しあげましたアンケートについても、今、集計をしていますので、今後、少し情報発信の在り方、どういうふうにしていくか考えていきたいと思います。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 後遺症についても、今、部長がお答えいただきましたように、アンケートも県も独自で取ってもらっておるということですので、集計結果もしっかり公表いただいて、それが過度に安心することにつながってもあかんかも分かりませんが、でも過度に不安をあおることにもつながってはいけないと思うので、しっかりした情報共有、公開をお願いしたいと思います。

自殺対策は、今、いろいろ部局横断でやっていこうとしているということも言われていましたし、SNSでもという話もしっていました。先日、このチャイルド・デス・レビューというモデル事業が、三重県を含めた7府県で始まっているというのちょっとお聞きしまして、医療機関あるいは児童福祉施設、司法、三重大学と連携して、とにかくこの事業で、自殺の予防対策をしていくんだという取組もあるというふうに聞いていますので、しっかりその辺りに力を入れて、ぜひやっていただきたいと思っています。1人でも多くの命を守るようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、知事と今、現状認識もある程度共有できたのかなと思う中で、3点提案をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目は、感染症法における位置づけの見直しの提案です。

全国の病床数のうち、新型コロナウイルス感染症入院患者の対応可能な入院病床数は僅か2%程度とされています。

なぜこの新型コロナウイルス感染症対応の病床がなかなか増えていかないのかと申しますと、新型コロナウイルス感染症患者用の病床を確保しておくことは、病院の経営にも影響が出るのが原因となっています。新型コロナ

ウイルス感染症は、指定感染症の2類相当であるため、新型コロナウイルス感染症の可能性のある人を一般病棟で受け入れてしまうと、医療関係者が濃厚接触者となり、自宅待機となり医療対応ができなくなってしまうため、病院はそれを恐れ、新型コロナウイルス感染のリスクがある患者を敬遠しているのが現状です。

これに対して、県としては、新型コロナウイルス感染症病床を確保するための空床補償をこれまでも行っており、来年度も、新型コロナウイルス感染症対策費の約半分を占める286億円を病院の空床補償として計上しています。しかし、これだけの予算を投入しても、この空床補償は抜本的な対策とは言えず、現在の指定感染症の2類相当を、インフルエンザと同様の扱いである5類相当に変更する必要があると考えます。この感染症法における位置づけの見直しについては、昨年12月8日に全国保健所長会から厚生労働大臣宛てに緊急提言として、2類相当を緩めるべきだとの現場の声が出されています。

新型コロナウイルス感染症を特別扱いせず、一般病院にて治療できるようになれば、早期対応が可能になり、感染抑止や重症化を防ぐことにもつながります。先ほども申し上げましたとおり、多くの知見がそろってきた状況でもあり、ある程度治療方法も確立されてきて、新型コロナウイルス感染症が未知のウイルスというよりも、あるいは不治の病でないということも分かってきました。

そして、日本においてもワクチン接種がスタートしました。

3月中には、先行して医療従事者のワクチン接種が行われることもあり、このタイミングで、感染症法における位置づけの見直しを行うよう、国に対して強く求めていただきたいと思います。知事の御所見をお聞かせください。

2点目は、有事の際の保健、医療システムの構築です。

この1年を振り返って、医療崩壊のリスクが生じたのは、日本の感染症対策において、医療資源提供体制に有事の備えができていなかったことであります。

昨日の代表質問でも議論されていましたが、まずは、最前線となる保健所の機能拡充が必要です。

平時と有事の際の業務分担や体制を整えておく必要があると考えます。例えば、平時はそう多くの保健所職員が必要でないことから、保健所職員が、医療機関や高齢者施設、介護施設、障がい者施設など、他機関との人事交流にてそれぞれの施設を支援することとし、感染症拡大という有事の際には、保健所に集結するといったシステムを構築してはいかがでしょうか。また、病院に関しても新型コロナウイルス感染症対応をしている病院は限られており、受入れ対応している医療機関を全面的に支える仕組みが必要です。

重症患者を受け入れる病院の医療が逼迫したことから、例えば、感染拡大と有事の際に、それぞれの病院から拠点病院への医師の応援体制を準備しておき、医療資源の偏在の問題を解消できる仕組みを整えていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、医療機関や県や保健所のやり取りが、当初、電話やファクスにて行われていたといったことも指摘されていることから、デジタル化やオンライン化といった情報共有システムの構築が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

いずれにしても、この1年で分かってきたことは、有事の際の県、保健所、市町、医療機関、医師会等の連携体制が脆弱であったということです。いわゆる第4波が来るかもしれませんし、今後新たな感染症が流行する可能性も否定できません。

平時からこの連携を強化して、有事の際に機能するようにするためには、司令塔としての県の役割は極めて重要であると考えます。これらの提案についての御所見をお聞かせください。

3点目は、収束戦略についてです。

新規陽性者数が減り、入院患者もかなり減ってきた状況で、またワクチン接種も始まった中、人の命を守り、人間らしく生きられる世の中を取り戻すための収束戦略を三重県がいち早く示すことを提案します。

私は、知事が5月に、“命”と“経済”の両立をめざすみえモデルを策定されたときに、その時点でも、新型コロナウイルス感染症は子どもや若者にとって感染してもリスクが低い状況であったことから、例えば、学校グリーンゾーン宣言というような基準をつくり、基準を満たす状況になれば、学校でのソーシャルディスタンスやマスクなどを止めて、まずは学校から日常に戻す取組を三重県がみえモデルとして示してはどうかと提案しました。

確かに5月の時点では、まだまだ新型コロナウイルス感染症は未知の部分が多く、私の提案を強く求めることはいたしませんでした。しかしながら、4月から新年度を迎えるに当たり、改めて知事に提案いたします。

先ほど述べましたように、全国でこれまで20歳未満の新型コロナウイルス感染症に感染した方は3万9261人で死者はゼロ、現在重症者もゼロです。子どもや若者に新型コロナウイルス感染症の危険性は極めて低いことが分かってきました。学校で感染し、児童・生徒が家庭にウイルスを持ち帰り、家庭のおじいちゃん、おばあちゃんにうつすリスクが心配されました。

教育委員会に確認すると、逆に、子どもの感染のほとんどは学校ではなく家庭です。子どもはウイルスの運び屋ではありません。児童や生徒は、新型コロナウイルス感染症で命を落とす確率はゼロなのに、新型コロナウイルス感染症騒動で、先ほど申し上げましたように、子どもの自殺が増えていることや不登校やいじめが広がっていくことに私は耐えられず、子どもたちに申し訳なく思います。

大人の責任として、まずは学校から日常に戻していく取組を、子どもが最も大人に近い県三重県として、率先してみえモデルとして、ぜひ知事には取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） いただいた御提案のうち、二つについて、私のほうから答弁させていただきます。

1点目は、5類感染症への位置づけについて国に申し入れるべきという点

についてです。

新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症については、2月13日に施行されましたいわゆる感染症法の一部改正により、新型インフルエンザ等感染症に位置づけられ、指定感染症の期限とされていた令和4年1月31日以降も必要な対策を講ずることができるようになったところであります。

今後の感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症の位置づけについては、国において、これまでの臨床経過の分析や治療薬の開発、ワクチン接種による発症、重症化予防の効果等により判断されるものと認識しています。

稲垣議員のおっしゃったように、一日も早い正常な社会・経済活動の再開、あるいは医療機関の経営の影響、あるいは保健所の負担軽減ということの観点でこういう提案をしていただいたという気持ちは一定理解できる部分もあるんですけども、一方で、現に感染症対策に日々当たっている立場からは、今月だけでも新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方が20名を超えており、それは一月当たりの死者数が最多になっています。

また、重症者の方もおられる現状を踏まえれば、現時点において、感染症法における位置づけの変更を働きかけるという行動を取ることは、場合によっては、その新型コロナウイルス感染症の影響やリスクというものの受け止めが、少し軽いのではないかというふうな誤解につながるおそれもあるのではないかと危惧しておりますので、国に対して、現在、申入れをする状況にはないというふうに考えております。また、何よりも、感染された方の命を守ることを最優先にというフェーズだと認識しております。あと、これ以外に全体的な状況として、やっぱりワクチンが、今、打ち始めていって、今もまさにワクチンの供給で苦労しているわけです。それが国産でワクチンがあって、しっかり安定的に供給されるという状況になってこないと、なかなか位置づけを、今変えるのは難しいのかなというふうに思いますのと、加えて、例えば、あとはもう一つは、国際的な新型コロナウイルス感染症に対する認識で、フィンランドは500人ぐらい一月かなんかで、国全体で出ただけ

で、またここから3か月ロックダウンをするというような状況もありますので、その国際的な、感染症はボーダーがありませんから、そこの関係というのはあると思いますけど、いずれにしても、私は今、亡くなられている方が特にこの2月最多となっている状況ですので、現時点では国に申入れという状況にはないというふうに考えています。

続いて、収束戦略についてであります。

県内における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は、県民の皆様の御努力によりまして、2月に入ってから減少傾向となっておりますが、3月から4月は、進学や就職、転勤等によって、人の移動が増加し飲食の機会が増えるシーズンでもあり、新たな感染拡大の波が発生しないよう、マスクの着用や手洗い、消毒の励行、新しい生活様式の実践といった感染防止対策は、引き続き行っていただくようお願いしたいと考えているところです。

県内における子どもの感染状況については、昨日までに確認された陽性者のうち、10歳未満、10歳代は合わせて1割強と全体から見ると少なく、今のところ重症になった方はいません。また、小・中学校や高校等におけるクラスターの発生は、部活動におけるものがほとんどでありまして、そういう意味では、学校等における感染対策が功を奏し、感染の広がりはいささかとも言えます。

しかしながら、家庭内では、保護者や同居家族等からの感染が確認されており、たとえ子どもであっても感染リスクが低いとは言えず、感染予防及び蔓延防止対策は重要です。

懸命に医療を提供いただいている現場の負担や緊張は、これまで1年以上続いております。減少傾向にある今の感染状況を再び拡大させ、医療機関の負担増につながらないように、必要な対策を継続していきたいと考えています。

2月からは、ワクチンの医療従事者向けの先行接種が始まったところですが、一般の方々への接種が行き渡るまでにはまだまだ時間を要すると思われましますし、ワクチン接種による発症もしくは重症化予防の効果等、国における分析等も踏まえ、収束に向けてのメッセージの発出について考えていきたい

というふうに思っています。

ただ、やまない雨はなく、明けない夜はありません。私も、三重県知事として、県民の皆さんが安心して、元の日常を取り戻すことができる日を心から熱望しておりますし、そのために全力を尽くす所存です。ですので、今のワクチンの状況とかそういうものを見ながら、収束に向けてのメッセージを発出し、やっぱり効果が見えてくるということが、例えばワクチンで重症化が少なくなってきたとか、目に見えてみんなが実感できていくところに、そのメッセージも一緒にあることが、より行動に結びついていくのかなというふうに思いますので、いずれにしましても、そういう日が戻ることを熱望しておりますので、全力を尽くしてまいりたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 私のほうからは3点、順次お答えさせていただきますと思います。

まず、保健所の職員の人事交流をしてはどうかという御提案でございます。

新型コロナウイルス感染症対策において、中心的な役割を担う保健所の体制の強化に当たりましては、全庁的な応援体制の構築でありますとか看護師や保健師資格を有する元県職員の会計年度任用職員としての任用、市町の協力による保健師等職員の派遣受入れなどに取り組んでいるほか、令和3年度は6保健所においてそれぞれ1名の増員を図ることといたしております。

先ほど議員から御提案をいただきました県職員として採用した上で、平時は、医療機関や福祉施設で人事交流を行って、有事の際に保健所業務を担っていただいたらどうかという御提案だっと思っておりますが、議員の御提案の趣旨は、すごくよく理解させていただいています。ただし、なかなか公務員と民間企業という、その制度上クリアすべき課題もたくさんあるかと考えてございますので、今後、保健所体制の強化や人材確保につながる方策について、議員の御提案の内容も含めまして、引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、医療機関の役割分担について御答弁させていただきます。

新興感染症等の感染拡大時には、広く一般の医療提供体制にも大きな影響を及ぼすということが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応でも明らかになったところでございます。

このため、まずは現在の新型コロナウイルス感染症対応に引き続き全力を注ぎつつ、今後、新興感染症等が発生した際、新型コロナウイルス以外の新興感染症等が発生した際に、行政と医療関係者が連携し、機動的な対策が講じられるよう基本的な事項についてあらかじめ議論の上、準備を進めておく必要があるというふうに考えてございます。これはもう議員御提案のとおりだと思っております。

こうした状況を踏まえまして、国においても令和6年4月からの次期医療計画で、これまでの5疾病5事業及び在宅医療に加えて、新興感染症等への対応に関する事業が6事業目として、追加される見込みとなっております。

県といたしましても、次期医療計画の策定に向けまして、厚生労働省における医療計画に関する基本方針でありますとか策定指針等の見直しについての議論を注視しつつ、県においても今般の新型コロナウイルス感染症の対応に係る地域における医療機関ごとの役割分担の実績や、行政と医療機関の役割分担等、課題等を整理しまして、新型コロナウイルス感染症対策協議会や医療審議会場で検証を行っていくとともに、地域医療構想調整会議の場においても、地域ごとにやっぱり状況も違いますので、そういった地域ごとの実情に応じた議論を行っていく、今後に備えたいというふうに思いますし、当然、まだまだ、これ、続くと思いますので、昨年度の検証も踏まえて、今できることがあれば、当然今もやっていくという形で、関係者の皆さんと協議を引き続きしていきたいというふうに考えております。

それから、3点目でございますが情報のやり取りについて、デジタル化とかオンライン化が必要ではないかという御趣旨だったと思いますが、デジタル化、オンライン化等につきましては、昨年12月に制定した三重県感染症対策条例におきましても、情報通信技術及びデータの活用に努めるものと規定したところでございます。

新型コロナウイルス感染症については、これまでも昨年5月から、新たに導入されたHER－SYS、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム、これは厚生労働省のシステムでございますが、これによって基本的に新型コロナウイルス感染症と診断した医師から保健所にオンラインで届出をいただいているところでございますが、今般の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により、改めて電磁的方法による届出が規定されたところでございます。

ただし、医療機関におけるIT環境によりまして、対応が困難な事例もございまして、そういう場合はこれまでと同様、基本はITということなんです。状況によっては電話やファクシミリによる届けなどにも対応しているというのが現状でございます。

一方で、入院調整等におきましては、新型コロナウイルス感染症陽性者に係る病状や緊急度、それから医療機関における受入状況等について、主治医と直接意見交換を行いながら、受入病院等の選定を行っていることから、迅速な入院等のためには、当然、オンラインによるデータ共有は行っておるのですが、加えて電話による調整も必要ということで、やっぱりこういった組合せで実施しておるという現状でございます。

今後も情報共有の迅速化、効率化と、データからだけでは判断できない情報の共有等との両立を図りながら、医療機関等ともしっかり連携し、感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 知事のほうから御答弁いただいた指定感染症の見直しの件は、確かに非常に難しいところがあるのは重々承知なんです。ですけれども、現場の保健所の皆さんからも、国に対してそういう要望、提言も上がっているということもあり、できれば全国知事会でも、自治体として一度御検討もいただいて、私はタイミングが当然あると思っていまして、医療従事者の皆さんに、やっぱりワクチンが一定打ち渡るといふか、そのタイミングが一番大事ななというふうに思っていまして、そのように申し上げたつもりな

んですけど、遅れているかも分かりませんが、医療従事者の皆さんに、予定どおりって3月で打ち終わるということであれば、そのタイミングで指定感染症を少し見直していくというのは必要かなと思っていますので、ぜひ、またそれは知事のほうでも御検討もいただきたいというふうに思います。

それから、保健所の人事交流は、制度上の問題をクリアせなあかん、多分そうなんだろうと思うんですけど、やっぱり今回我々は、今まで経験したことがない新型コロナウイルス感染症を経験して、保健所の機能というのは非常に重要だということは改めて分かったと思うんですね。そこの在り方というのを、当然、今までの制度はあるものの、その制度をもう一度見直すところから始めていく必要があると思っています、私はやっぱりいざというときにマンパワーを集中できるような体制が要するというふうに思っています。特に、民間の高齢者施設や介護施設や、そういった障がい者施設もそうですけど、人材はやっぱり必要としていますので、そういったところに、県から平時はお世話になってというか、そちらで交流して生かしていただくとか、そういうことも、お互いにとってもいいというふうなことも思っています、なかなかすぐにといいわけにはいかなくても、一度ぜひ研究もしていただきたいというふうに思います。

病院は、先日、田村厚生労働大臣も、平常時から地域医療計画にやっぱりこういった新型コロナウイルス感染症のことも盛り込んでおくべきだったというようなことを発言されておりましたが、まさにそうだと私も思っていますので、今、答弁もいただきましたけど、やっぱりそのことをしっかり計画に入れていくといういざというときの体制をしっかりつくっておくというのは非常に大事だと思っていますので、ぜひそちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

最後、子どもの件のところだけ少し、先日、国立成育医療研究センターの調査で、高校生の3割が鬱病の症状が見られるということが発表されていました。これは11月から12月に小学校4年生から高校生715人を対象にした調査ということで、高校生の30%、中学生の24%、小学生の15%に鬱の症状が

見られました。

中でも、死んだほうがいい、または自分を何らかの方法で傷つけようと思ったとの問いには、全体の6%がほとんど毎日と回答しており、全体の16%が髪の毛を抜くなどの自傷行為をしていたことも分かりました。自由記述欄には、新型コロナウイルス感染症になって悪口を言われたり、差別をされたりしている人がいるとか、新型コロナウイルス感染症に縛られて自由がないといった意見が相次いでいます。こういうことを見ると、やはり今の子どもの置かれている状況というのを、先ほどの自殺の問題もそうなんですけど、しっかりと捉えていく必要があるのかなというふうに思っています、今知事からは収束戦略について、効果が見えてくる中で、メッセージを出していくという話ですけど、実際に私は、子どもについては効果は見えているんだと思うんですね、この1年間やってきて。ですので、少しずつ、やっぱり子どものところから元へ戻していくんだ、日常に戻していくんだということは大事だというふうに思っています、やっぱり何を日常に戻して、何を新しく変えていくのかというのを、そろそろ線引きをしていく段階かなというふうに思っていますので、ぜひ知事のほうには、まず子どものところから日常に戻すというメッセージを、今とは言いませんのでやってほしい。そのことについて、もう一度御答弁をお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） もちろん感染の動向によるということは大前提ではありますが、一定の客観的な事実に基づいて、ここは一定大丈夫とか、あるいはこういう手法であればこういう方法が取れるよというようなこともあると思いますので、そういうことについては、先ほど収束に関するメッセージの発出について検討していきたいということでしたので、しっかり検討していきたいと思います。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） ぜひ知事には、子どもとか、あるいは若者、そして未来のためにしっかりこれからも取り組んでいただきたいと思っていますし、そ

のための何度も言いましたけど、やっぱり人の命を守るとともに人間らしく生きられる世の中を取り戻すと、そのことをしっかり共に全力でやっていきたいというふうに思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、次に、ＪＲ四日市駅周辺の再編についてお尋ねします。

四日市市では、中央通りや近鉄四日市駅及びＪＲ四日市駅の駅前広場整備、その他関連する周辺における整備・再編に向けて、有識者や交通関係者、商工関係者、市民、行政が意見交換を行う場として、中央通り再編関係者調整会議を設置し、県からは県土整備部の真弓理事が参画いただいています。

本年度、近鉄四日市駅東側の中央通り一帯が国土交通省のバスタプロジェクトの候補地として選ばれたことから、新たに近鉄四日市駅バスターミナル検討部会が設置され、バスタについて具体的な検討がなされています。

四日市市では、リニアの東京－名古屋間開業予定の2027年を目標に、近鉄四日市駅周辺をバスタプロジェクトによって再開発し、ゲートエリアとしてデザインし、また近鉄四日市駅とＪＲ四日市駅をつなぐ中央通りをガーデンエリアとしてデザインし、ゆとりある歩行者空間として創出することとしています。加えて、ＪＲ四日市駅前をハーバーエリアとしてデザインする方針を立てています。

このバスタプロジェクトは、国の直轄事業にて、またガーデンエリアは市が事業を行う方針であり、これらの事業についても県の協力をお願いしたいと思っておりますが、今日はＪＲ四日市駅前の再編についてお伺いいたします。

私はＪＲ四日市駅前が四日市港と連動し、若者が集う場所になればと思っています。そのため、ＪＲ四日市駅周辺に大学を誘致してはどうかと考えます。

知事は、県立大学設置の検討を行うと表明されていますが、例えば県立大学をＪＲ四日市駅前に設置することにより、近鉄四日市駅前のバスタや中央通り再編の相乗効果を生み、若者があふれる質の高い空間ができるのではないかと考えます。もちろん、関係者の様々な調整が必要であることは理解していますが、2027年を目標にバスタや中央通りの再編計画が進む中、ＪＲ四

日市駅前のビジョンについても、そろそろ具体的に描き、動き始めていかなければいけないと考えます。

県として、JR四日市駅前の再編について、四日市港との一体整備や県立大学設置も含めて、ぜひ積極的に関与していただきたいと考えますが、御所見をお聞かせください。

また、バスタを含めた中央通りの再編によって、現在の車線を減らし、中央通りの通過交通量を減らすこととなりますので、四日市の東西の交通を代替できるような整備が必要となります。

この観点で考えると、これまで県が取り組んできた国道477号、四日市湯の山道路の整備が一段落ついたこともあり、次なるプロジェクトとして、この国道477号バイパスの東側、久保田橋辺りで湯の山街道との接続について事業化して取り組むべきと考えます。

また、さらに東に向かい、湯の山街道から国道23号を越えて、四日市港までのアクセスを考えると、国道164号のJR踏切が、貨物列車の通過もありかなり渋滞することから、立体交差の必要性を感じます。これら二つの事業について、2027年に向けて、この中央通り再編・活性化の取組に併せて事業化していただきたいと考えますがいかがでしょうか、御答弁をお願いします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 私のほうから、2点御答弁申し上げます。

まず、JR四日市駅周辺の活性化というか、今後の整備についてお答えさせていただきます。

まず、県土整備部長でございますので、道路事業の観点から少しお話しさせていただきますというふうに思います。

今後の道路事業として、面的な地域づくりにさらに貢献していくという観点から、道路ネットワークに加えて拠点と空間マネジメントを含めた施策が講じられるように、昨年、道路法が改正されたところです。

この法改正の中で、先ほど議員から御紹介がございましたが、道路事業で交通ターミナルを整備する仕組みが明確化されて、全国に展開しようという

ことで、バスタプロジェクトと名づけて現在進められているところでございます。

このバスタという名称につきましては、バスターミナルの略、あるいはバス、タクシーの略といった意味もありますけれども、バスがスター、星のように全国に展開するという意味も込めて、このバスタプロジェクトと名づけさせていただきました。全国でこのバスタって何だとよく言われるのですが、この三つ目の意味が大事だということを積極的に訴えているというところでございます。

さて、三重県内におきましては、中部地域におけるバスタプロジェクトの第1号として、四日市市の近鉄四日市駅周辺が、今年度候補になって、国道1号から近傍にあることから、国土交通省が中心となって現在検討が進められているところです。

また、津駅周辺につきましては、県道と国道23号が近傍にあることから、道路事業を念頭に置いた検討を、まずは県が中心になって今年度より進めているところでございます。ちなみに、本日から基本方針に関する意見募集も開始させていただきました。

一方で、JR四日市駅につきましては、こうした現在の仕組みで、県が道路の観点から直接関与していくといったことは難しいのですが、先ほど御紹介がございました中央通り再編関係者調整会議には県も参加しているため、今後、計画が具体化する中で、どういった支援ができるのかといったことについては検討したいというふうに思っております。

なお、今後の中央通りの再編の検討の中で重要なポイントとしては、JR四日市駅といったものを、御指摘もございましたけれども、どういう目的地に置くのかといったことが重要でございますし、さらにその先の海側も含めて、どのような連携を組んでいくのかといった視点が重要だというふうに考えております。

具体的には、今後、四日市市を中心に検討していくんだと思いますけど、そのポイントといったものをしっかりと考えていく必要があるというふうに

考えております。

また、目的地に置くということも大事なんですけど、その間の移動手段もどうするのかといったことが課題だというふうに思います。

新しいモビリティを含めて検討すれば、未来系の夢のあるものになると思います。ちなみに、2月24日から、この区間について、レベル4の自動運転の実験に向けた準備走行が開始されたというふうに聞いております。そういった実験を通して、近鉄四日市駅とJR四日市駅をどう結んでいくのか、それによってどう活性化させるのか、JR四日市駅周辺に何をつくってあげばいいのかといった議論が深まるんじゃないのかというふうに思っております。

さらに、公共として大事だというふうに思うのは防災面でございます。

高潮浸水だとかあるいは津波浸水、そういったことがこの駅周辺でどう起こるのかといったことも十分考えながら、検討を進めていくといったことが重要だというふうに思っています。

いずれにしても、地域の関係者の方々の意見を十分に踏まえて、計画が進むことを期待しておりますし、今後、議論が進む中で、四日市市とは意見交換をしながら進めていければというふうに思っております。

そういった中で、県立大学というのは、私がお答えする立場にはございませんので、いろいろ地域で議論していただければなというふうには思います。

続きまして渋滞対策でございます。

中央通りの再編による国道477号、あるいは国道164号への影響については、中央通りの現在の交通量と交通容量の関係からは、新たな渋滞を発生させるなどの影響は少ないというふうに四日市市からは聞いております。とは言うものの、全国では、車線を絞る空間再編というものを行う場合に、事前に社会実験を行うなどの様々なアプローチで検討がなされているところでございます。

四日市市も、全国の基本取組状況を参考にして取り組んでいったほうがいいと思います。ちなみに、県で進めている津駅の検討では、車線を絞ること

による影響を、来年度に、社会実験して、確認していきたいなというふうには思っています。

それに関連してなんですけど、そもそも国道477号バイパスの久保田橋の周辺、あるいは国道164号のJR関西本線との踏切部については、現状においても、特に朝夕のピーク時に混雑が発生している状況でございます。

県としても、これについては課題があるというふうに認識しております。

今後、関係者と対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） バスタは、バスが星のように輝くという三つ目のことを、私もこれからいろんなところで話をさせていただこうかなというふうに思っています。

今、部長が言っていたように、当然、四日市市が主体としてやっていく中で、県もぜひ積極的に関わっていただいて、何をそこへ、JR四日市駅前をどういう目的で何を持ってくるのかって非常に大事だと思っていますので、ぜひ県も関わっていただきたいと思いますし、県立大学については、当然、部長がお答えできないと言うので、知事に聞きたいところなんですけど、時間ももうありませんので、ぜひ、その方向でやっていただきたいということだけお願いして、それは終わらせていただきたいと思います。

道路に関しても、先ほど申し上げました久保田橋のところと、JRの踏切のところ課題があるということは言っていたので、当然その車線を絞る影響調査をしっかりともう一度四日市市もする必要があるということもよく分かりました。それをしていく中で、ぜひ事業化に向けて県も取り組んでいただきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、最後に、清酒三重の地理表示、GI登録についてお伺いします。

地理的表示保護制度は、世界100か国以上で運用されている制度で、日本でも、平成27年に特定農林水産物等の名称の保護に関する法律が施行されました。

この制度は、歴史的には、1935年にフランスで、ワインの偽造を防ぐため、例えばボルドーやシャンパーニュといった原産地を名のるワインは、その規定に従ってブドウを栽培、醸造しなければいけないという、AOCが制定されたことから始まりました。

現在では、フランスのみならずEU統一ルールとなっており、ワインは、各国の地理的表示のあるワインと、地理的表示のないワインに分けられ、ブランド化されています。日本では、この地理的表示、G Iについて、認知度はどちらかと言うと低いのが現状であります。

昨年6月に、新たに清酒三重がG I登録されたということで、清酒では、都道府県単位での登録が山形県に続いて2例目ということではありますが、なかなか認知度が低いというところも実際はあります。

三重県には35の蔵元があり、特に伊勢志摩サミットでは、乾杯酒など多くの場面で三重の日本酒が使われ、世界から注目されました。去年は新型コロナウイルス感染症の影響で、残念ながら中止となりましたが、毎年、秋に四日市市で開催され、県内の多くの蔵元が出展される三重の大酒蔵市は、本当に多くの方にぎわいます。私は、毎年スタッフをしておりますが、女性や若者の来場者も多く、日本酒ファンが幅広い世代に広がっていることを実感しています。このように、これまでも魅力がある三重の酒ですけれども、このたびのG I登録によって、さらなる飛躍が期待できます。9月には三重県酒造組合が、早速、23蔵元の115銘柄をG I三重に認定したと発表されました。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、三重の酒がG I登録されたこともあまり広く知れ渡っていないように感じますが、県として、このG I登録を受けて、どのように、地域の発展や活性化につなげていくおつもりかお聞かせをください。また、国際展開を図るチャンスと考えますが、具体的に、県としてどのように取り組むつもりか、お答えください。よろしくお願いします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 地理的表示の視点を機に、三重の日本酒の国際展開にどのように取り組んで地域経済の活性化にどうつなげていくのかについて御答弁申し上げます。

G I 指定後の取組でございますけれども、三重県酒造組合におきまして、国税庁の海外向けブランド化モデルを構築する事業に選定されまして、国内はもとより、海外への販路開拓に向けまして、ブランド力のさらなる強化を図っておるところでございます。

県といたしましても、三重県酒造組合や国税庁、ジェトロ等の関係機関と連携して、国内外の情報発信の取組を進めてまいります。

具体的には、三重の日本酒と自然、歴史、文化をつなげたブランドストーリーを映像化したしまして、外国人を対象にしたオンライン講座で配信を行うなどブランド力の向上に取り組みました。

また、G I 指定を記念といたしまして、昨年でありますけれども、三重テラスにおきまして、G I 三重の日本酒をテーマにしたオンライントークだとか、あとショップやECサイトを通じまして、日本酒セットの継続的販売など、魅力発信に加えて販路拡大にも取り組んでまいりました。

一方、昨年11月でありますけれども、日本を含めます東アジアの地域的な包括経済連携、通称RCEPの協定署名が行われまして、新たに中国や韓国向けの関税が段階的に撤廃されるということとなったことから、日本酒の輸出拡大のチャンスがさらに広がったというふうに認識しておるところでございます。

また、国におきましては、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきまして、日本酒が輸出重点品目の一つとして、選定されておりました、情報発信や販路開拓支援など、一層の輸出促進が図られるというふうに考えてございます。

○副議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いいたします。

○雇用経済部長（島上聖司） 県におきましては、令和3年度はフランスにおいて、G I 三重のブランドを活用した日本酒講座の開催、リモート酒蔵見学

等のプロモーション活動に取り組みたいというふうに考えてございます。

引き続き、三重県酒造組合と連携しまして、フランスを通じた欧州での販路拡大はもとより、輸出拡大に向けて取り組むことで、三重県全体の生産量の増加や三重を訪れるインバウンドの増加など、さらなる地域経済の活性化につなげてまいります。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 最後、時間がなくて、島上部長を少し急がせてすみませんでした。

時間となりましたので、これで終結させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。40番 三谷哲央議員。

〔40番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

○40番（三谷哲央） 桑名市・桑名郡選出の三谷哲央でございます。今日の一般質問、最後でございます。大変お疲れとは思いますが、もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。

通告にはありませんけれども、県立大学、少しお話をさせていただきたい

など思います。

木曾岬干拓に県立大学とは言いません。それは言いません。議案質疑で中瀬議員のほうから話がありまして、今日、小島議員のほうから非常に心温まるような県立大学の御提案がありました。先ほど稲垣議員のほうから、JR四日市駅のところに県立大学というお話もございました。

しかし、よく考えてみますと、県立大学って何だということなんです。学校教育法における学問の府、この位置づけを絶対に忘れてはいけない、このように思っています。

今日は、戦略企画部長はおられません、今後、ニーズ調査をしたり、あるいは有識者の会議を開いて検討するというところでございますが、県立大学設置ありきというその結論を合理化する、また正当化するための一連のプロセスであっては決していけない、このように思っていますから、その点、重々心して臨んでいただきたいと、心からお願い申し上げたいと思います。

もう1点、知事にも少しお話をさせていただきたいと思いますが、中瀬議員の議案質疑のときに、政策集には書いていないけれども、突然現れたという御指摘がありました。

知事は、政策集には書かれてなくても、その後、いろいろ御提案があれば、いいものは進んでやっていくんだという趣旨の御答弁をされたと、そのように記憶しておりますが、政策集に書かれていることは、選挙という一つのプロセスを経て、県民の皆様方の御納得を得てオーソライズされたものであります。それ以外のものについては、当然、県民の皆様方の御納得を得るために、慎重に、しかも丁寧な作業を進めていただきたい、このようにも併せてお願いを申し上げたいと思います。

今日は、私もこの緑のバッジをつけてまいりました。（現物を示す）心安らかに、気持ちのいい、そういう質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、令和3年度当初予算について、お伺いしたいと思います。

今月12日、県は、令和3年度当初予算（案）を県議会に示されました。その概要は、一般会計の総額、前年度当初比6.4%増の7882億円、過去最高額。新型コロナウイルス感染症対策、国体などが予算規模を大きく押し上げたということが要因だ、こう思っております。

また、一方、歳入を見ますと、県税が7.1%減の2374億円、地方譲与税は31.0%減の236億円となっております。県債は18.7%増の1227億円を発行するとともに、財政調整基金71億円を取り崩し、さらには80億円余を予定していた県債管理基金への積立てのうち44億円を先送りにするという、財政改善に疑問だとか、将来世代に大きなツケ、このような新聞の見出しが躍ったのも無理がないところであります。

一方、地方交付税は、対前年度68億6200万円、4.9%増の1473億円を計上し、臨時財政対策債を合わせると、対前年度342億8000万円、19.9%増の2061億1700万円を計上しています。

つまり、平成30年に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2018での一般財源総額ルール、つまり一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するに従って、臨時財政対策債の大幅増で対応しようとしています。このことは、総務省自身が示している地方交付税総額の確保と、臨時財政対策債の可能な限りの抑制という、この方針に矛盾しております。

今や臨時財政対策債の累積残高は、推定値で、令和2年度、53兆3000億円、令和3年度、56兆4000億円、3兆1000億円の増となろうとしております。いくら翌年度の地方財政計画に織り込まれて、地方交付税措置がされるという建前であっても、臨時財政対策債頼みの地方財政はもはや異常だと言わざるを得ません。

地方交付税の法定率の引上げや、税財源の移譲などによる地方一般財源総額の確保という、抜本改革をなおざりにしたままでの臨時財政対策債頼みの財政運営を、どうお考えになるのか。

また、臨時財政対策債の国、地方の財政に与える影響をどう考えるのか、

あわせて、2021年に終わるとされている一般財源総額ルール、この後のルール化、どう取り組もうとされているのか、お伺いしたいと思います。

あわせて、地方消費税についてもお伺いしたいと思います。

国の国税動向を見ますと、令和2年度予算額のうち、消費税は当初で21兆7190億円、令和3年度の概算額は20兆2840億円、1兆4350億円のマイナスということになっております。

また、令和3年度地方交付税算定基礎を見ますと、一般会計の国税4税の法定率分等の項で、令和2年度当初予算額4兆2352億円が、令和3年度で当初要求額で3兆9464億円となっています。2888億円、6.8%のマイナスであります。

消費税は景気の動向にあんまり左右されない安定的な財源であると、今まで言われてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症は、これまでの定説をも覆す大きな影響を与えております。

とりわけ、地方消費税は都道府県税の約3割を占める基幹税であります。その減収は、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが懸念されるわけであります。

昨年の12月に減収補填債の対象になったというふうには聞いておりますが、その影響を今後どのように見ているのか、その点も併せてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、地方一般財源総額などについて、臨時財政対策債、地方消費税の関係で何か御質問いただきましたので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

令和3年度当初予算では、新型コロナウイルス感染症の影響により、県税収入等が減収となる中で、標準的な行政サービスの提供のためには臨時財政対策債の発行はやむを得ないと判断し、対前年度274億1800万円増の588億1700万円を計上しました。

これは、令和3年度地方財政計画において、地方一般財源総額が、水準超

経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62兆円が確保されたものの、その財源については、地方交付税の増額とともに臨時財政対策債の発行により補填されており、その結果、臨時財政対策債が前年度に比べ2.4兆円増の5.5兆円となったことの影響を受けたものです。

地方において標準的な行政サービスを提供するとともに、地域への実情に応じたきめ細かな行政サービスを十分に担うためには、必要な地方一般財源総額が確保されなければならないと考えています。

一方、地方財政の健全化に向けては、地方一般財源総額を適切に確保するだけでなく、地方財政の質の改善が図られていくことが重要です。

臨時財政対策債は実質的な地方交付税ではあるものの、地方の債務であり、国と地方の長期債務残高は、令和3年度末で1212兆円、対GDP比217%となる見込みであることを踏まえれば、持続可能な財政運営に向けて縮減を図るべきであると考えています。

このため、本県では国に対し、臨時財政対策債の縮減など地方財政の質の改善を推進するため、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しについて、毎年提言を行っています。

また、今後の地方一般財源総額の確保に向けては、令和3年度は、国において、今後の地方一般財源総額の水準に関する議論が本格的になされる重要な年でありますので、全国知事会などと連携するとともに、全国知事会地方創生対策本部長の立場からも、必要な地方一般財源総額の確保に加え、地方財政の質の改善に向けて、しっかりと国に対して提言を行ってまいります。

この臨時財政対策債のところは、まさに三谷議員もおっしゃったとおりですし、そもそも地方交付税は地方の私たちの財源でありますので、さっきも言いましたように、法定率の引上げなど抜本的な対策をしっかりしてほしいと思いますし、今回は、さらに言えば、地方創生臨時交付金を本来必要な経費とかに充てていっているというような状況もありますから、そもそも抜本的な改革ということでの、臨時財政対策債の縮減につながる地方財政の質の改善のための取組を、しっかり我々としても働きかけていきたいというふ

うに考えています。

それから、地方消費税の関係ですけれども、本県の地方消費税については、令和元年10月の税率引上げの影響による増があるものの、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響などに伴う経済の低迷により、前年度比50億500万円、8.4%減の544億2400万円を見込んでいます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大・長期化は、地域経済に大きな影響をもたらし、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれることから、地方消費税をはじめ減収補填の対象外となる税目についても減収補填債の対象とするよう、全国知事会地方創生対策本部長として国へ提言を行いました。

この結果、令和2年度限りの特例措置として、想定を超える大幅な減収が見込まれる、地方消費税など消費や流通に係る7項目について、減収補填債の対象項目に加えられたところです。

これは地方の切実な要望を受け止め、地方財政の安定的な運営に必要な資金の確保に配慮いただいたものとして評価しております。

新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響については予断を許さないことから、地方財政の安定的な運営のため、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、少なくとも地方消費税等についても減収補填債の対象に追加するなど、地方一般財源総額の確保に向けて必要な補填措置を講じるよう、引き続き国へ要望を行ってまいります。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 臨時財政対策債、これはもともと、本来は地方交付税で賄わなきゃいけないものを、国のほうが金がないので、いつか地方のほうで借金してよね、その代わり後で国のほうでちゃんと面倒を見ますよという、そういう約束事というか、建前で成り立っているスキームなんですよね。

しかし、よく考えてみれば、よく考えなくてもすぐ分かる話なんですけど、もともと国が金がないので地方が借金して、それは後で国が面倒を見ますと

いう、一種の虚構の中で続いている制度です。ですから、これは、やはりどこかで抜本的にきちっと見直していかないと、早晚どこかで破綻をしてくるのではないかな、そういう思いがしております。

知事は、地方創生対策本部長と全国知事会のほうで大きな役割を果たしておられまして、今日までもいろいろ発言されておりますが、ぜひこの抜本改革、力を入れてお願いしていただきたいなと思っています。

先ほどお話にもありましたように、国、地方合わせて1212兆円の債務がある。これは、おぎゃーと生まれた子どもも含めて、国民1人頭1000万円近い借金を全員が背負っているということでありますから、これは世界的に見ても異常な財政の中で動いています。

コロナ禍の中で、一定無理をしなければいけないところは当然あるかも分かりませんが、本来一日も早く財政の正常な姿に戻していくということも含めて、ぜひ知事会のほうで大きな働きかけをお願いしたいな、これ、併せてお願い申し上げたいと思います。

続いて、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金充当事業についてということで、御質問させていただきたいと思います。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金充当事業、改めて精査をさせていただきました。国のほうから来る金なんだからということで、もらい得だと、文句を言う必要はないという御意見も一部あるかとは思いますが、やはりその元、原資は税金、赤字国債ですし、また、臨時交付金ですから、臨時とうたっている以上、早晚なくなる、ひょっとしたら単年度でなくなる、そういう交付金だと考えなければなりません。それだけに、議会として、その事業の妥当性、正当性をチェックすべきだと思い、お伺いさせていただくわけであります。

チェックの視点はおおよそ4点。新しい日常、新しい生活等地域戦略をにらんだ内容になっているのかどうかということ・将来に負担を残すものになっていないか。臨時ですから、単年度で終わる可能性があります。将来に負担を残すものになっていないか。もともと不必要な支出ではないのか。そ

れから、あと、単年度で終わる事業ならいいですが、後の継続性が必要なものなら、その担保ができるのか。この4点から精査をさせていただきました。

全部で、この臨時交付金が充当されている事業が75本あります。雇用経済部の17本は、私が所属しています常任委員会でまた議論させていただくとして、残り58本について中身を検討させていただきました。

ざっと目を通させていただきますと、当然のことながら、ほとんどの事業は緊急性に基づいた単年度事業でございます。継続性などは特に問題がないと思いましたが、二、三、気になるところがありましたので、御見解をお伺いしたいと思います。

まず、その第一は防災対策部の事業でありまして、地域減災対策推進事業費1750万円、全額臨時交付金であります。

事業内容は、避難所における感染症防止対策を万全にするため、市町を対象とした補助金に感染症対策の枠を設け、市町の取組を支援しますと、こうございます。

この趣旨に特に異論があるわけではありません。異論を申し上げるつもりはありませんが、災害は本年度に発生するとは限りません。二、三年後に発生するかも分かりませんし、ひょっとすると10年後になるかも分かりません。

避難所での感染症対策、これは単年度で終わるものではなく、引き続き継続的に実施していかなければいけないものだと思いますが、その継続性の担保というのがあるのかどうか、その点、部長にお伺いしたいと思います。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 地域減災対策推進事業についての避難所の感染症対策の継続的な実施について、答弁させていただきます。

市町が避難所運営のために行う資機材の整備等に対しまして、これまでも、地域減災対策推進事業の地域減災力強化推進補助金により支援をしております。

補助事業の実施に当たりましては、社会情勢の変化や災害を通じて顕在化した様々な課題に対応して、県や市町が進めるべき防災・減災対策に合わせ

て補助対象の見直しを行いながら、風水害でも適切な避難行動につなげる取組や、南海トラフ地震対策の取組について支援をしております。

今回の新型コロナウイルス感染症の発生を受けまして、避難所におけます感染症対策を集中的に支援するために、各市町のニーズを把握した上で、地域減災力強化推進補助金におきまして、通常の補助枠に加えまして、新たに国の臨時交付金を活用した予算も確保して、資機材等の整備を支援しているところであります。

来年度も、新しい生活様式に対応しました避難所の運営を支援するなどして、積極的に感染対策の取組を促進してまいりたいと考えております。

災害は、先ほど議員がおっしゃったように、いつ発生するか分かりませんので、今後も市町のニーズを把握した上で、避難所における感染症対策などの支援が必要な場合には、県として地域減災力強化推進補助金により継続して支援を行いまして、地域防災力向上に努めてまいります。

なお、避難所の感染症対策は、安定的な財政支援が必要というふうにも考えておりますので、国に対しては、引き続き恒久的な財源の確保を求めてまいります。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 今、最後に部長がおっしゃったように、継続して、これ、続けていくって非常に大事なことで、単年度で終わる事業では当然ありません。

また、感染症の形も、いろいろ議論はされておりますが、今後いろいろ形が変わったものが発生してくる可能性も当然あるわけで、そういうところは臨機応変にきちっと対応するということが必要なので、その担保というのは、先ほどの国頼みだけでやっていけるんでしょうか、部長。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） これまでも、継続的に地域減災力強化推進補助金という枠を県自体が持っておりますので、その中で当然、優先順位をつけて市町を支援していくという形で、今回、集中的にこの特別枠を追加して

やっておりますけれども、通常予算の中で優先順位をつけながら、継続して支援していくということでございます。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、環境生活部に、お伺いしたいと思いますが、性犯罪・性暴力被害者支援事業費112万6000円、これも臨時交付金であります。

事業概要は、新型コロナウイルス感染症の影響による性暴力被害の増加や深刻化が懸念される中、若年層をはじめ誰でも気軽に相談ができ、早期に適切な支援につなげられるようSNS相談を実施しますと、こうあります。

この事業は令和2年度1000万円で実施されてきたもので、令和3年度は1300万円余が要求されていました。この事業も、先ほどの災害の避難所の話と同じように、息長く続けていかなければいけない話で、新型コロナウイルス感染症というこの冠をつけて、令和3年度は臨時交付金で賄われる部分があるんだろうと思いますが、これが終わった後、令和4年度以降、これ、どうされるんですか。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 性犯罪・性暴力被害者支援事業によるSNS相談について、令和4年度以降の考え方についてお答えいたします。

性犯罪・性暴力被害者支援事業費は、みえ性暴力被害者支援センターよりこの運営委託経費等について計上しており、令和3年度当初予算（案）では、全体事業費1202万9000円を計上しております。

このうち臨時交付金を充当している事業費は、SNS相談に係る運営経費112万6000円です。この経費につきましては、コロナ禍において性被害等の増加が懸念されたことなどから、令和2年度に補正予算で交付金を活用して整備したのですが、令和2年度、みえ性暴力被害者支援センターよりこの相談件数が1月末時点で502件となり、前年度同期比で216件増加したことや、このうち、SNS相談につきましても71件もの相談があったということなどから、令和3年度におきましても継続して交付金を充当することとしたもの

でございます。

令和4年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の今後の状況等を考慮しながら、SNS相談の実施状況やニーズ等から、改めて必要性を判断した上で継続する方向で検討していきたいと考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 令和4年度以降も非常に需要が多いというか、御要望が高いのでSNSも継続していきたいということですが、今日、総務部長がおられますので、この継続についてはお認めになるということなんですね。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 今年新型コロナウイルス感染症の臨時交付金がありましたので、それで上乗せをして、いろいろ新型コロナウイルス感染症対策経費を講じることができましたが、令和3年度はある一定の交付金が残っておりますので、それを使うことができるんですけど、令和4年度以降なんですけれども、交付金があるかどうか分かりません。また、別の新しい交付金があるかも分かりません。そういった場合どうするかというと、今、いわゆる政策経費というのがございまして、その中でいろいろ各部局は施策を打っております。

そうすると、各部局の判断で優先順位が高いものであれば、その政策経費の中で組み替えて実施していくということになりますので、自分の部局にある財布の中で優先順位を判断していただいて、それで事業を継続するかしないかを判断していただく、そういう形になろうかと思っております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 令和4年度以降の話をも今の総務部長とするのは、なかなかいかかと思う部分も当然ありますが、行政は、継続性がありますので、ぜひそういう方向で御検討いただきたいなと思っております。

次に、農林水産部に、お伺いしたいと思います。

三重の水田作物需給調整緊急推進事業費1593万円、これ、臨時交付金であります。午前中に木津議員のところでも水田需給の話が少し出ましたが、事

業概要は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、県産米の需要喚起を図るため、中食等の業務用事業者における県産米の活用促進に取り組むとともに、主食用米の生産抑制に向け、飼料用米や大豆等への作付転換を進めます、このようにあります。

また一方、当初予算要求状況の資料を拝見しますと、新型コロナウイルス感染症の拡大等を背景に主食用米の需要減少が見られる中、ブランド米の販路開拓や新たなマーケットに対応した米、麦、大豆等の生産拡大を図りますとあります。

もちろん、今日の午前中の議論にありましたように、消費拡大、販路の拡大、これ、非常に大事な話ですが、ここで言う、一方では生産抑制を目指し、片一方では生産拡大を図る、これ、よく分からないんですが、どのような地域戦略の下にこのような判断が出てきているのでしょうか、教えてください。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、水田作物需給調整緊急推進事業につきまして御答弁させていただきます。

県では、人口減少や食生活の変化などによる米の消費量の減少など、社会情勢等の変化を踏まえまして、今後10年間の水田農業施策に関する目標や、具体的施策を定めた三重の水田農業戦略2020を、昨年10月に策定をしたところでございます。

この中で目指すべき姿の一つとして、消費者や実需者のニーズに対応した水田作物の生産を掲げておりまして、一般的な主食用米については、需要に応じた生産調整を行うことで価格の安定を図るとともに、供給が不足している業務用米や大豆などについては、生産を拡大していくということとしております。

こうした中で、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響等を受けまして、例年にも増して主食用米の需要が減少しており、本県におきましても、主食用米の生産調整に向けた作付転換等、県産米の需要拡大の両面から緊急的に対策を講じる必要が生じました。

このため、先ほどの三重の水田作物需給調整緊急推進事業によりまして、主食用米から大豆や飼料用米、野菜などへの作付転換を行う生産者に対して、県から独自に助成金を交付し、令和3年度に新たに措置をされる国の助成制度と合わせて、主食用米の生産調整を効果的かつ着実に進めていきたいというふうに考えています。

また、おにぎりや弁当といった中食等の業務用米の需要は拡大傾向にありますことから、中食事業者や企業の食堂等で業務用に適した県産米のサンプル配付、それから、モニター調査を実施し、その活用を促進するとともに、そこで得た評価を生産者に提供することで、業務用米の生産拡大につなげていきたいと考えております。

このように、当該事業につきましては、コロナ禍の影響を受けた緊急的な対策として臨時交付金を充当させていただいたところですが、今後も主食用米の消費減少は続くということが見込まれます。

このため、中長期的な観点から、三重の水田農業戦略2020に基づき、国の経営所得安定対策等を活用しながら、需要に応じた米、麦、大豆など水田作物の生産を進めますとともに、県産米の戦略的なプロモーションを展開するなど、販路拡大にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 今、部長がおっしゃったとおり、中長期で見れば需要は減ってくるということはもう間違いのないことです。もちろん人口も減っていきますし、食文化等の変化も当然あるわけで、そういう中で、やはりしっかりと戦略に基づいた形で本県の米を守っていくという部分に、しっかりと徹していただきたいなと思っています。

時間がないので、次、行きます。

もう1点、農林水産部に、お伺いしたいと思います。

事業名は、コロナを乗り越え未来につながる農林水産DX人材育成事業費800万円、これも臨時交付金であります。

事業概要は、DX導入に向けた意識改革を促す基本研修と、具体的なテー

マ別にD Xを取り入れるための実践研修を通じて、農林漁業者等のスキルアップを支援し、コロナ禍の環境変化に対応できる人材の育成を図る、このようにあるわけであります。

率直に申し上げまして、このような事業というのは単年度で終わる事業なんでしょうか。

意識改革を図り、スキルアップをし、人材育成をしていく、こういうことが単年度で終わるとはとても思えません。しかも、その対象が農林漁業者、つまり1次産業全般の方々を対象としている事業であります。

これこそ、やはり中長期の視点を持ってしっかり腰を落ちつけて取り組んでいくべき事業だと思いますが、その点いかがでしょうか。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、コロナを乗り越え未来につながる農林水産D X人材育成事業について、御答弁させていただきます。

県では今年度、コロナ禍におけるビジネス環境の変化への対応として、臨時交付金を活用しまして、意欲ある農林水産事業者の皆さんが、デジタル技術の活用方法や情報発信の手法などをオンラインで学んでいただく事業や、新たな販路の獲得に向けて、ネット販売へのチャレンジを支援する事業を実施したところでございます。

その事業の成果としましては、オンライン研修会に計48名の皆さんに御参加をいただきまして、うち8名は継続して専門家の支援も受けて、ビジネスプランのブラッシュアップに取り組むなど、コロナ禍を乗り越えるための活動を積極的に行っていたいただいているところです。

一方で、デジタル技術やその活用に係る知識や経験の不足というもので、D Xを十分に活用できていないというような課題も明らかになってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、農林水産事業者にとって、オンライン商談やネット販売をはじめとするD Xの活用というのは喫緊の課題でございますので、令和3年度も臨時交付金を活用し、生産管理

や情報発信、販売拡大など具体的なテーマに基づく研修を実施したいというふうに考えてございます。

また、中長期的な観点での人材育成の必要性ということは県としても十分認識しておりまして、これまでも6次産業化に取り組む事業者や、フードイノベーション・ネットワーク会員を対象とした交流会や研修会にも取り組んできたところでございます。

引き続き、これらの研修にDXの視点も取り入れ、新しい時代に対応できる農林水産事業者の育成に、戦略的かつ継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） ぜひ中長期の視点での腰を落着けた取組、こちらのほうにも力を入れていただいて、1次産業全体のDXの推進、ぜひ取り組んでいただきたいな、これはお願いさせていただきたいと思います。

次に、地域交通への支援につきまして、お伺いいたします。大西部長、お待たせいたしました。

先日、県内の鉄道事業者の方、5社から御陳情をいただきました。コロナ禍の中で大変に苦勞されています。定期で乗られる方、定期外での通勤、通学の方も含めて大幅に減少している。しかも、新型コロナウイルス感染症対策等でいろんなお金もかかってくる、会社を挙げて必死で取り組んでいるけれども、大変苦しいということでありました。

また、先般、三重交通の桑名営業所にもお邪魔しました。お話を伺いますと、やはりこのコロナ禍でテレワークだとか在宅勤務、こういうものが増えてきて、定期バスに乗られる方の数が激減している。観光バスに至ってはほとんど全滅の状態で、ガイドなんかはする仕事がないものですから、バスの消毒をしてもらっていますと。このまま、テレワーク等が定着してきたときに、私どもの将来はどうなるんでしょうかって、大変、切実なお話を伺いました。

そこで、二、三、お伺いしたいと思うんですが、県は地域住民の重要な交

通手段である地域交通に、どのような支援をしようとしているのか、この点をまずお伺いしたいと思います。

聞くとところによれば、4億8000万円ほど要求をして、半分の2億4000万円に削られたというお話もありますが、そういうことも含めて部長の御見解をお伺いしたいと思います。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（大西宏弥）** それでは、地域公共交通へコロナ禍での支援ということで御答弁させていただきます。

人口減少や少子化の進展などによりまして、地域公共交通の利用者が減少傾向にある中、県民の皆さんの円滑な移動を支える地域公共交通の維持・活性化を図るため、これまでも県では市町や国等と連携し、役割を分担しながら、地域交通の安全運行のための設備整備や、地域間幹線バスの運行支援などに取り組んでまいりました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域公共交通の利用者が大幅に減少し、交通事業者はこれまで以上に厳しい経営状況となっております。

このため、県では、利用者減少にもかかわらず、大幅な減便等を行わずに運行を継続する交通事業者に対しまして、国の補助制度に県が上乘せをした支援を行うほか、交通事業者の感染防止対策や割引企画などの利用回帰に向けた取組を支援しております。

令和3年度でございますけれども、現時点で国における支援内容が不透明であるものの、新型コロナウイルスとの戦いが長期化し、予断を許さないことから、県独自で県内交通事業者に対し安定的な運行の維持や感染防止対策、利用回帰などに要する費用を支援していきたいと考え、本年度を大きく上回ります2億4000万円を超える予算を計上しております。

また、コロナ禍においても、交通事業者が、安全運行に必要な不可欠な設備整備などに取り組めるよう、各補助制度のさらなる基準緩和、拡充や、新型コロナウイルス感染症の影響による減収分への必要な経営支援について、今

後も引き続き国に対して様々な機会を捉えて要望してまいりたいと、そのように思っております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 4億4800万円要求をして2億4000万円に、総務部長が削ったのか知事の判断かはよく分かりませんが、半額になった。これが十分なわけですね。もともと4億8000万円必要だと要求しておったのが2億4000万円になってしまったんですから、十分なわけがない。この差額の2億4000万円分というのは、どうフォローされていく予定ですか。

2億4000万円の上に、誠意と情熱と努力を乗せて2億8000万円にするんだって、そういう話じゃなしに、具体的な話でお答えいただきたいと思いません。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） 精いっぱい要望させていただきましたけれども、残念ながら2億4000万円ということでございます。

令和3年度は、こういう独自の支援に加えて、現在も同じような形といたしますが、次世代モビリティを活用した高齢者等の移動手段の確保に向けたモデル事業というのを実施しております。

そういうことで、コロナ禍においても安全で安心な移動が可能になるように、いわゆるキャッシュレス決済などの新技術を使った取組ですとか、輸送資源を最大限に活用する交通分野と福祉分野とか一層連携した取組、こういうものを市町とともにモデル的に実施しておりますので、こういうことを引き続き取り組んでいきますとともに、いわゆるM a a Sの実証も、今現在やっています。そのM a a Sの実証も、コミュニティバスにおける車内の密集度の表示など新しいサービス、こういうものをしっかりと付加して、引き続き取組も進めます。

こうした取組を重ねることで、コロナ禍の状況で、そういう予算でストレートに支援する部分と、新しいモビリティを活用して、継続的に交通事業者が次の新しい進化に向かって取り組めるように、そういう取組を合わせ

ながらしっかりと支援してまいりたい、そのように考えています。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 新しいモビリティの話が出ましたので、アフターコロナの地域交通の在り方について少しお伺いしたいと思います。

テレワークだとかウェブ会議などが進展して、人の移動、ものの移動が大きく変わってくることが容易に想像されるわけであります。ある意味、人、もの、金、情報の流れが変わってしまうということになるのであろうと思います。

また一方で、少子・高齢化の進展など、交通弱者などと言われる方が増加して、地域交通への依存度、これも高まってくるのではないか、このことも予想されるわけであります。まさに地域交通を語るということは、その地域の在り方、これからの地域のあるべき姿を語ることになると思います。

コンパクトシティがどうだとか、圏域行政がどうだとか、いろんな議論があります。また、東京一極集中から一転、転出超過の動きも出てまいります。部長、お得意の移住の話も恐らく絡んでくるのだらうと思いますが、改めてこれからの地域交通を、どう考えていくのか、御所見、御高説を拝聴したいと思います。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） 議員からもお話がありましたように、地域公共交通というのは、高齢者、学生などの通院、通学を支える生活交通の役割を果たしておりまして、新型コロナウイルス感染症収束後も必要不可欠なサービス、これには変わりはありません。

しかしながら、議員からも御紹介ありましたように、今後も人口減少とか少子化のさらなる進展、あるいは外出控え、テレワーク等の行動様式の変化によりまして、輸送需要が元どおりの水準に回復することは、なかなか容易ではないとそのように考えています。そういうことで、地域公共交通は、厳しい状況が続くものと考えております。

国のほうにおいては、新型コロナウイルス感染症収束後の新たな日常にも

対応しまして、安全・安心でより効率的で持続可能な地域公共交通の実現に向けて、混雑の緩和につながるA IとかI o T等の新技術を活用した取組、あるいは従来の公共交通事業者による輸送にとどまらず、地域の輸送資源を最大限活用する取組などを推進することとしております。

先ほども申し上げましたように、私どももこうした国の状況を注視しつつ、県においても、次世代モビリティ等を活用した様々なモデル事業の取組を行いまして、それらの取組を県も参加します地域公共交通会議等で市町や交通事業者と共有しまして、地域の実情に応じた具体的な取組として着実に広げていくことで、高齢者の移動手段はもとより、新型コロナウイルス感染症収束後の新たな日常に対応した地域公共交通の維持・確保の実現につなげていきたいと、そのように思っています。

一方で、地域公共交通が新型コロナウイルス感染症収束後においても安定的に維持されるには、社会環境の変化などに対応した十分な支援、これが必要でございますので、国に対してもしっかりと要望してまいりたいと、そのように思っています。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） あともう少し突っ込みたいなどは思うんですが、これ以上突っ込みますと、後の木曾岬干拓の答弁に少し影響が出てくるとあきませるので、この辺りにさせていただきたいと思います。

今年は、木曾岬干拓地が国から払下げを受けまして20年目の年になります。総面積443.2ヘクタール、そのうち三重県分が362.5ヘクタールです。愛知県との県境だとか、木曾岬町と長島町の町境とかいろんな問題ありましたが、2001年に三重県と愛知県が145億円で国から買い取りました。

県のほうも、土地開発公社が立て替えた分もいよいよ完売ということになりまして、名実ともに県有地として大きな節目を迎えました。

土地利用は、国の直轄の農業干拓ということで、農地以外は使っちゃいけませんよという大きな制約のある中、様々な動きがあったのは御承知のとおりであります。

そんな中、2015年に新エネルギーランドで、メガソーラー、63.6ヘクタールが操業を開始しました。農地以外にこの土地が使えるという大きな1ページを開いたということに関しましては、知事の御英断に心から敬意を表したいと思います。

今、木曾岬干拓地は、大きく前進をし始めております。伊勢湾岸道路から北のわんぱく原っぱ61.5ヘクタール、第1期、第2期の工場誘致は比較的順調にっておりますし、早晚埋まってしまうんじゃないかと言われていまして、第3期、第4期、20ヘクタールの用地分譲を早くやってよねという声が上がってきております。

まず、第3期、第4期の土地利用、分譲の今後の予定を、1点お伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、リニア新幹線、いろいろ代表質問でもありましたが、2027年には品川一名古屋間、2037年には名古屋ー大阪間が開通と言われておりまして、メガソーラーは令和16年、2034年に終わります。

伊勢湾岸自動車道から南に広がる運動広場、66ヘクタール、農業体験広場、50ヘクタール、さらには新エネルギーランド、64ヘクタール、この広大な土地が名古屋近郊にあるわけです。その一体的土地利用、将来への展望を持って今こそ考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

もう1点、これは県土整備部長にお伺いしたいんですが、木曾岬干拓地の土地利用、隣県の愛知県との道路交通の充実が必要不可欠であります。この道路の今後の充実、これについての部長の決意も併せてお伺いしたいと思います。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） それでは、木曾岬干拓地について工業用地の今後の分譲予定と、伊勢湾岸自動車道から南側の土地利用の将来展望について、お答えしたいと思います。

木曾岬干拓地のうち、伊勢湾岸自動車道より北側は、国から譲り受けた際の条件とされました最低5年以上の公共利用を終えまして、工業用地として

40ヘクタールの土地を4期に分けて順次分譲することとし、第1期分譲を平成31年2月から開始したところでございます。

地元、木曾岬町と共に企業誘致に取り組み、現在、面積の9割となります11.9ヘクタールを分譲しました。また、令和2年5月から分譲を開始しています第2期についても、面積の9割となります11.3ヘクタールの分譲を決定したところでございます。

このように、第1期、第2期の分譲が順調に進んでいることから、この土地のポテンシャルに期待する複数企業から次期分譲に関する問合せもありますことなどから、現在、木曾岬町と次期分譲に向けて調整を進めておるところでございます。

令和4年度以降としていました第3期、第4期の計画を必要な限り前倒しし、早期に分譲を開始していきたい、そのように考えております。

次に、伊勢湾岸自動車道よりも南側の170ヘクタールを超える土地についてでございます。

伊勢湾岸自動車道に近い60ヘクタール、先ほど議員からも御紹介がありましたように、既に新エネルギーランドとして、令和16年まで公共利用を行うこととしています。

一方で、新エネルギーランドから南側は現在未利用地となっておりまして、平成12年度に策定をしました土地利用計画で、60ヘクタールを運動広場、50ヘクタールを農業体験広場として順次整備を進め、公共利用を図ることとしてまいりました。

しかしながら、計画策定から20年が経過しました。社会情勢も大きく変化し、木曾岬干拓地内でも民間企業による土地利用が進みつつあることなどから、改めて供用までの期間短縮や造成費用の縮減の観点から、計画の妥当性を関係市町と共に検討いたしました。

その検討結果を基に国と協議を重ねまして、まずは運動広場を建設発生土ストックヤードに変更し、早期に公共利用が行われるよう計画を見直すことといたしました。

また、この区域は希少種のチュウヒの飛来があることから、これまで慎重に整備着手時期を見極めてまいりましたが、保護のために整備をいたしました保全区の環境改善に努めるとともに、環境影響評価着手のための条件を整理するなどし、環境影響評価が実施できるように、本年度、準備を整えたところでございます。

一方で、土地利用計画の変更に併せて、今年1月には国の官民連携事業を推進する枠組みを活用いたしまして、民間事業者から、自動車道から南側の一体的な土地利用に関する参考意見を聴取するなどし、公共利用終了後の都市的土地利用計画についても早期に策定できるよう、進めているところでございます。

議員からもお話がありますように、木曽岬干拓地は、国から譲り受けまして今年で20年ということになります。その間多くの関係者の皆さんが木曽岬干拓地の活用について検討を重ねて、様々な課題を克服しながら取組を進めてきていただきました。そうした取組の積み重ねがありまして、昨年には、工業用地においては企業が初めて操業開始するなど土地利用が進み、干拓地の風景も変わりつつあります。

今後は、積み重ねてきた歩みを止めることなく、夢のある未来像を描きながら、早期に木曽岬干拓地がこの地域の活性化に資するよう取組を進めてまいりたい、そのように思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 木曽岬干拓地から愛知県方面への道路整備に関する決意について、お答えさせていただきます。

木曽岬干拓地については、道路ネットワークの観点から大きく二つ、改善すべき点があると考えています。

一つ目は、高速道路とのアクセスでございます。

現在は、県道木曽岬弥富停車場線から国道23号、そして、愛知県道等を経由して高速道路を利用するといった、大きな迂回が必要になっているところでございます。直線距離で数キロメートルのところを、約10キロメートルぐ

らい迂回しなくちゃいけないといった状況にあります。

2点目の課題は、災害時のリダンダンシーでございます。現在は、この木曾岬干拓地につながる道路が県道1本しかないといった状況でございます。

この木曾岬干拓地のさらなる発展のためには、これらの課題に対応するための道路整備をしていく必要があると考えております。ただし、県境をまたいだ道路となるためハードルが高いと考えておりますけれども、県土整備部といたしましても、町、そして地域連携部と一緒に、引き続き愛知県側との精力的な調整を進め、ネットワーク強化の早期実現を目指してまいります。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） ありがとうございます。

ぜひ木曾岬干拓地の早期の土地利用に向けて、御努力をいただきたいなと思っています。

1月29日の民間からの御提案の中にも、非常に魅力的な御提案もあったのは承知いたしております、民間活力も十二分に活用しながら、大変大事な土地でございますので、ぜひその土地利用を進めていただきたいなと思うところであります。

ここで改めて知事から少しお話を伺いたいと思いますが、干拓地は木曾岬では宝の島と呼ばれておりますが、これは単に木曾岬の宝の島ではなしに、これからの将来を考えたとき、三重県の宝の島でもあると思います。この木曾岬干拓地に向けての、知事の改めての決意をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 木曾岬干拓地の今後の活用に向けた意気込みということでもありますけれども、まさに私が知事に就任して約3か月後だったと思いますが、7月30日に木曾岬干拓地に知事として改めて訪問した。海のほうを向かって右側は長島町、こっちは名古屋港ということで、後ろは何もないと、そういうような景色の中で、この土地を何とか活用しなければならないということで、地元の皆さんの声を聴きながら進めてまいりました。

行政とかのことで、比較的白地にいろんな絵を描ける、キャンバスに絵を

描ける、そういうようなタイミングとかチャンスとかってなかなかないと思いますから、木曾岬干拓地、これからそういうポテンシャルがあると思いますので、ぜひ地元の皆さんの声を聴きながら、また民間の皆さんのいろんなアドバイスをいただきながらその絵を描いて、夢のある形にしていきたいと思います。

それから、やはり企業が決まって、槌音が聞こえてきて、具体的に見えてきて、より一層やっぱり期待感も高まっていると思いますから、そういう期待感を背中に受けながら、しっかり頑張っていきたいというふうに思います。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いを申し上げます。

最後に、地元、桑名市工業団地の道路整備についてお伺いしたいと思います。

桑名市は、今、工場の用地開発が、多度町を中心に大きく進んでおります。知事も、北村大臣が来られたときなんかにもお越しいただいていますので、現地を見ていただいておりますが、この新しい工場用地、RDFの跡地も含めてですが、につながる道路って今2本あるんですね。

一つは、県道の御衣野下野代線、もう一つは、主要地方道の四日市多度線です。それぞれ課題はありますが、今、皆様方の御努力で大きく改善されようとしています。

しかし、この二つの道路はやはり市街地を通るとか、いろいろ避けて通れない大きな課題がありまして、これから開発されるであろう大きな工場用地、これを十全に賄っていくということはなかなか難しいのではないかなと思っています。

そういう中で、東名阪自動車道の大山田パーキングエリアにスマートインターチェンジをつけたらどうだろうというお話が出てまいりました。ここに新しいスマートインターチェンジができれば、この南へ、多度へ向かっての工場用地へのアクセス、これは非常に便利になりますし、あわせて巨大な大

山田団地から名古屋のほうに毎週のように通勤されている、こういう方の利便性も相当数、高まるのではないかと考えております。

しかしながら、NEXCO等も含めてなかなか難しいハードルもあると思いますが、午前中の話ではありませんが、水野部長は道路のエキスパートだと、こういうお話であります。

かつて、県のプロパーの職員がおるのに、国から何でそんな部長を呼ぶんやと言うたような議員もおりますが、深く反省しながら、改めて部長にそのお力添えを、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 大山田パーキングエリアのスマートインターチェンジの構想の実現について、お答えさせていただきます。

このスマートインターチェンジの構想については、周辺に工業団地があり、その他様々なメリットが生じると思ひます。特に物流の効率化といった観点で、非常に効果の高いものというふうには認識しているところでございます。

県としては、県道の御衣野下野代線及び四日市多度線の改良に取り組んでいるところでございますけれども、このスマートインターチェンジ構想の実現に向けて、桑名市と共に国土交通省や高速道路会社等に強く働きかけてまいりたいと考えております。

このスマートインターチェンジ、私が国土交通省の課長補佐の時代に創設させていただきました。そういったノウハウも生かしながら、このインターチェンジが実現するように頑張っております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○**40番（三谷哲央）** 非常に力強い御答弁でございました。

スマートインターチェンジの創設の責任者の1人ということであれば、もう既に桑名市に五つもインターチェンジがあるのに、まだインターチェンジを造るのかというようないろんな御議論がある中、ぜひ部長のお力で実現していただきたい、心からお願ひ申し上げまして、2分残っておりますが終結したいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（服部富男） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（服部富男） お諮りいたします。明27日から3月1日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部富男） 御異議なしと認め、明27日から3月1日までは休会とすることに決定いたしました。

3月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時20分散会